

## 平成28年6月天栄村議会定例会会議録目次

### 第1号（6月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
村長行政報告	4
一般質問	12
熊田喜八君	12
小山克彦君	28
大須賀溪仁君	44
散会の宣告	55

### 第2号（6月9日）

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	57
職務のため出席した者の職氏名	58
開議の宣告	59
議事日程の報告	59
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	62

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
散会の宣告	69

### 第 3 号 (6月10日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71
職務のため出席した者の職氏名	72
開議の宣告	73
議事日程の報告	73
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
陳情審査報告	80
閉会中継続審査申出	83
日程の追加	85
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
閉会の宣告	90

6 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 平成28年6月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

平成28年6月8日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

例月出納検査の結果

陳情の受理報告

日程第 4 村長行政報告

日程第 5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総務課長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君

参事兼 建設課長	佐藤市郎君	参事兼 管理計者	伊藤栄一君
湯支所本 長	星裕治君	天保育所 栄長	兼子弘幸君
学校教育 課長	吉成邦市君	生涯学 習長	小山富美夫君

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	蕪木利弘	書記	小山ちえみ
書記	牧野真吾		

---

### ◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成28年6月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成28年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより本会議を開会します。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添の写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 小山克彦君

6番 揚妻一男君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

議会運営委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る6月1日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成28年6月天栄村議会定

例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月8日より13日までの6日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長、大須賀溪仁君から報告がありましたとおり、本日より6月13日までの6日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月13日までの6日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告並びに例月出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました諸般の報告のとおりですので、ご了承願います。

次に、陳情の件であります。本日までに受理した陳情が3件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。なお、これらにつきましては、所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

---

### ◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、村長より平成28年6月定例議会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成28年天栄村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、諮問1件、報告2件、議案7件をご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、4月の村行政組織の改編により、村行政の総合企画を所管する企画政策課を新たに設置し、4名の職員体制でスタートしたところであります。人口減少や高齢化対策など、地方を取り巻く厳しい状況の中、地方創生総合戦略の推進や第5次総合計画の策定など、将来に向けた総合的な村づくりを進めて参ります。

次に、6月5日に開催しました村消防団春季検閲式及び消防操法大会におきましては、議員の皆様、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。今回の消防操法大会で優勝された2チームは、7月31日に鏡石町で開催される支部大会に出場することとなりますが、村としましても、この代表チームが上位入賞できるよう、積極的に支援して参ります。

次に、繰越事業として実施してきた湯本支所の外構工事が4月末に完成し、5月16日に湯本支所の落成式を実施したところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。完成した湯本支所は、今後、図書コーナーの充実や災害時における毛布や食料などの備蓄品の種類を増やすなど、湯本地区における地域コミュニティと防災の中心拠点として活用して参ります。

次に、原発事故に伴う放射性物質の除染作業の進捗状況についてでございますが、大里東部地区、後藤地区が5月に完了し、これにより17地区が完了となったところです。

現在は、飯豊地区、高林地区、沖内地区、西郷地区の除染作業を引き続き進めるとともに、5月には通学路等の除染作業を発注いたしましたので、いずれも年内の完了を目指し、進めて参ります。今後は、事業所等の作業を進め、除染実施計画の最終年度となることから、年度内に全ての除染作業を完了させたいと考えております。

次に、仮置き場の進捗につきましては、現在、14カ所の仮置き場が確保され、搬入完了、もしくは搬入を実施しております。現在は、4月に発注いたしました高トヤ地区仮置き場の2期建設工事を実施しており、年度内完了を目指して参ります。

また、昨年、環境省において沢邸地区仮置き場の試験輸送が実施され、除染土壌等が全て搬出されたことから、5月に原形復旧の実施設計を発注したところであり、地権者の皆様と打ち合わせを行いながら原形復旧を進めて参ります。

なお、今年度においても、各市町村等が保管する除染土壌等の一定量を環境省が中間貯蔵施設の一時保管場へ輸送することとなっております。

しかしながら、中間貯蔵施設については、用地確保が進んでおらず、各市町村等が求める除染土壌等の数量を搬出するまでには至っておりません。引き続き中間貯蔵施設への早期搬出ができるよう、国・県へ求めて参りたいと考えております。

次に、地方創生事業につきましては、昨年度末策定の天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに少子高齢化及び人口減少に歯どめをかけるべく、関係各課がそれぞれの事業展開をしているところであります。

その一つとしまして、天栄村を広くアピールするための手段として、村を舞台とした映画制作をしております。撮影は5月末から村内各地で行われ、先日終了したところであります。完成は8月から9月ごろ、公開につきましては12月以降の予定となっております。

この映画撮影では、福島県及び村映画制作実行委員会が中心となり、撮影のお手伝いをし



ていただきました。また、各ロケ地でも村民の方々や関係者の方々の温かいご支援、ご協力をいただきました。この場をおかりしまして御礼申し上げたいと思います。

今後につきましては、映画完成、公開までお待ちいただきまして、多くの方々にこの映画を見ていただけるよう映画宣伝に力を入れて参ります。

次に、放射線の健康管理といたしまして、バッジ式積算線量計による外部被曝測定につきましては、昨年と同じく7月から2カ月間、また、ホールボディカウンター車による内部被曝検査は、7月下旬に実施する予定であります。

これらの検査結果につきましては、県に専門家による評価をいただいた上で、受検者にお知らせすることとしております。

次に、健康づくりプロジェクト事業につきましては、住民総合健診を5月16日から20日と22日の6日間、本年度は村民の利便性を考慮し、日曜日も含めて実施いたしました。

昨年度に引き続き、がん検診、特定健診等を無料で実施しており、受診者数は、昨年度より約140名多い、延べ2,502名となりました。なお、期間内に受診できなかった方につきましては、7月以降、医療機関で実施する施設健診を受診していただくよう勧奨して参ります。

また、昨年度から実施しております健康チャレンジポイント事業につきましては、健診の受診やウォーキングのほか、いきいきサロンなどの各種健康教室への参加をポイントの対象とし、さらに本年度はふくしま健民パスポート事業と連携し、目標達成者には村商品券とあわせてふくしま健民カードを発行する計画です。これは村民の健康づくりへの気運を高めるために県が発行するカードで、県内の協力店で提示することにより様々な特典が受けられることから、総合的な健康づくりの定着を図るものであります。本事業につきましては、5月の総合健診での参加者募集により既に200名を上回る申し込みをいただいておりますが、6月中にはふくしま健民カードの周知もあわせた内容でチラシを配布し、参加者の拡大を図って参ります。

また、減塩対策として、昨年度に引き続き、住民総合健診終了後に食生活改善推進員による適塩みそ汁を約350名の方に提供し、栄養士からのアドバイスと塩分濃度測定器の貸し出しを実施しました。

さらに、健診内容に日頃の塩分の摂取量を測定する検査項目を加え、個人や地域ごとの塩分摂取量を把握し、塩分摂取の多い地域の食生活の改善に役立てていく予定であります。

今後も、健診の結果に基づく保健指導や早期受診の勧奨、さらには様々な健康づくり事業を推進しながら、村民一人一人の健康づくりをサポートして参ります。

次に、福祉関係では、平成26年度より国が支給しております臨時福祉給付金につきまして、今回、低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として、非課税世帯の65歳以上の方を対象に1人当たり3万円の給付がされております。村では、対象となる約370世

帯500名の方へ周知するとともに、県内でも先駆けて、3月14日から申請受け付けを開始いたしました。

現時点で9割を超える対象者の方々からの申請を受付しており、今後もスムーズな申請受付及び給付金の支給に向けて事務手続を進めて参ります。

また、高齢者福祉では、介護保険制度の改正に伴い、3月から要支援1、要支援2の方の訪問介護サービス事業及び通所介護サービス事業が市町村主体の総合事業へ移行したことから、村では、県内の他市町村に先駆け、今年度より新たに理学療法士による短期集中型の元気アップ事業を実施しているところであります。

また、介護予防事業といたしましては、湯ったりミニデイサービス事業を5月18日から計36回、いきいきサロン事業を5月12日から延べ57回開催することとしております。

また、昨年度から実施しました水中ウォーキング事業につきましては、参加者が増えたこともあり、回数を増やす等、事業の充実を図っているところであります。

このようにさまざまな事業を展開することにより、介護認定者が昨年度当初から比較し、年度末には18名の減と、多少ではありますが、減少傾向にあり、介護予防の効果が確実に実りつつあります。こうした効果の高い介護予防事業に取り組むことにより、高齢者の心身の健康増進を図り、健康長寿の村づくりを進めて参ります。

また、高齢者世帯巡回事業におきましては、4月に湯本駐在所と一緒にすまし詐欺防止の啓発とあわせ、湯本地区の高齢者宅を訪問いたしました。

次に、子育て支援関係では、昨年度から開設しました広戸小学校の放課後児童クラブにつきましては、今年度は登録者数も62名と増え、放課後児童支援員による見守りや生活の場の提供を引き続き行っているところであります。

また、健康保健センターに開設しているわんぱく広場につきましては、昨年度は延べ883組、2,561名の親子が参加されました。今年度も週5回開催し、子育て中の親子の交流の場として利用していただいているところであります。昨年度から新たに実施しました、障害をお持ちの子どもさんの保護者が子育てについて学び、交流を深めていただくぽかぽか教室、乳児期の子育てをサポートするぴよぴよくらぶ、子育て中の母親の交流の場となるママかふえにつきましても、大変喜ばれているところであります。今後も、子育て支援策をさらに充実させ、子供を産み育てやすい環境の整備に努めて参ります。

次に、税務関係では、本年4月から住民税、固定資産税、国民健康保険税のコンビニ収納を開始いたしました。これにより軽自動車税とあわせ、主要4税全てが、コンビニでの納付が可能となり、納税者の利便性の向上と早期納付が図られるものと考えております。

また、村税の滞納者対策としましては、全職員体制による村税等特別滞納整理対策を4月より実施し、5月末の出納閉鎖までの間に、滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等により、滞

納整理の推進に努めたところであります。

また、高額滞納者や悪質な滞納者に対しては、滞納処分による債権並びに資産等の差し押さえを実施し、滞納額の圧縮に努めているところであります。

次に、国土調査につきましては、広戸第23地区の高林地区の調査を引き続き実施し、本年度は1筆地測量の準備を進めているところであります。

また、新規に湯本第24地区として、湯本地区の野仲、関場周辺の調査を開始することとしており、現在準備を進めているところです。

次に、農業振興につきましては、3月に今後の村の農業の指針となる天栄村人・農地プランを策定いたしました。

このプランは、農業者の高齢化や後継者不足と荒廃農地の増加等の課題を解決し、5年後、10年後の村の農業のあるべき姿を定めた計画書であり、本年度よりプランに基づき、担い手の育成、確保や農地の集積などに努めて参ることとしております。

また、同じく3月に福島県と福島民友新聞社が主催する平成27年度豊かなむらづくり顕彰事業農業生産部門において、天栄米栽培研究会が、米づくりに対するこれまでの取り組みが高く評価され、農山村における地域づくりの模範的な団体として表彰されました。

受賞を心よりお祝いするとともに、この受賞を契機に今後ますますご活躍されますようご期待申し上げます。

米の生産調整につきましては、農業所得の安定確保のため、現在、関係機関と農業経営所得安定対策への加入を推進しているところであります。

放射性物質対策では、本年度も安心・安全な天栄産米の出荷のため、吸収抑制対策である塩化カリを生産者へ配布するとともに、農業用水の対策として、各地区生産組合のご協力のもと、ため池からの主要な用水路等にプルシアンブルー吸着材を設置したところであります。

また、農業水利施設の再生事業として、村内12カ所の農業用ため池の放射性物質の分布状況調査を3月までに完了いたしました。調査結果を踏まえ、秋の収穫終了後、順次、放射線物質の低減対策を講じて参ります。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度につきましては、本年度も19集落において取り組みが進められることとなっております。

また、未実施地区に対しての制度の周知に努め、取り組み地区の拡大を図って参ります。

有害鳥獣による農業被害対策につきましては、近年、被害が増加の傾向をたどっていることから、鳥獣捕獲の中心的な役割を担っていただいている有害鳥獣捕獲隊を有害鳥獣被害対策実施隊に改編し、活動への支援を拡充しながら、鳥獣による人的、物的被害の防止や捕獲、駆除体制を強化するとともに、引き続き電気柵の設置を推進しながら被害の拡大防止に努めて参ります。

農産物のPR事業につきましては、両道の駅と連携を図りながら進めることとしており、その第一弾として、4月13日から3日間、東京ビッグサイトにおいて開催された食糧見本市、ファベックス2016において、本村の農産物をはじめとする特産品の販売、PR活動を行ってきたところであります。

また、先の臨時議会においてご承認いただきました天栄村農村交流施設及び天栄村農業促進ハウスの指定管理につきましては、NPO法人湯田組と管理運営協定を締結し、5月より指定管理者による管理運営を開始したところであります。

次に、商工業につきましては、村商工会の6次化への取り組みや業務の拡張により建物が手狭になったことから、商工会の事務室を4月から山村開発センターへ移動し、事務執行にあたっております。今後、村と商工会が様々な事業で連携し、村内の商工業者の発展に努めて参ります。

観光振興につきましては、ふくしまアフターDCの応援イベントとして、ゴールデンウィークの3日間、両道の駅においてイベントを開催し、県内外から訪れた多くの観光客に本村の魅力をPRいたしました。

5月29日には、34回目となる二岐山の山開きを開催いたしました。多くの登山愛好者が訪れ、登山を楽しむとともに、豚汁の振る舞いや特産物の販売、二岐、湯本温泉の無料入浴などを楽しんでいただいたところであります。

また、二岐温泉、岩瀬湯本温泉、天栄温泉が5月20日付で、環境大臣から全国で93番目となる国民保養温泉地に指定されました。これを契機に本村の温泉や観光資源の魅力発信を強化し、さらなる観光客の増加につなげて参ります。

企業誘致につきましては、昨年度、ハイテク大山工業団地の貸し付け分譲契約を締結した5社のうち、1社は既に操業を開始され、他の4社についても、操業開始に向け、順調に準備が進められているところであります。今後も工業団地の完売に向け、企業誘致活動を積極的に進めて参ります。

次に、建設土木関係につきましては、工事の早期発注を目指し、特定防衛施設交付金事業であります、戸ノ内・丸山線道路改良工事の実施設計を4月に発注したところであります。

また、今年度の社会資本総合交付金事業の道路補修工事等につきましては、児渡・滝田線の舗装補修工事を発注したところであり、各地区の工事も準備ができ次第発注予定であります。

さらに、村単独工事につきましても、道路再生事業等を発注し、道路整備に努めているところであります。

上水道事業では、石綿管更新事業の発注準備を進めており、湯本・野仲簡易水道事業も配水管布設替工事等の設計準備を行っているところであります。

次に、教育関係につきましては、4月2日に着任式が行われ、新たに23名の先生方を迎え、28年度の天栄の教育がスタートいたしました。そして、小・中学校において、平成28年度入学式を4月6日に挙行し、小学校3校に計34名、中学校2校に計52名の新1年生が入学し、新学期が、また、天栄幼稚園では4月11日に入園式が行われ、34名の新入園児が幼稚園生活をそれぞれスタートしたところであります。

また、4月12日には、村内の全教職員を対象に村教育方針説明会を開催し、今年度の基本目標「心身を鍛え、自ら学ぶ意欲的に満ちた人材の育成」のもと、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを通しての事業展開に理解をいただいたところであります。

5月12日には、中体連岩瀬支部陸上競技大会が開催され、天栄中においては、女子個人競技の部の1年100メートル、2年100メートル、共通800メートル、2・3年1,500メートルと共通走り高跳びの5種目において見事優勝し、県大会出場を果たしております。なお、このほかの種目においても、女子の部は湯本中学校の入賞を含め全種目入賞、男子の部は全種目の半分に入賞するすばらしい成績をおさめており、今後の活躍が期待されるところであります。

次に、恒例の小学校運動会は、5月21日に広戸、大里、牧本の各小学校で、翌22日には湯本小学校で開催されました。各校とも保護者、地域の協力のもと、児童が全力で競技種目に取り組む姿を見ることができ、特に湯本小学校では、地区を挙げての合同大運動会により、子どもたちと地域との交流が図られたところであります。

5月24日には「つなぐ教育推進委員会」が開催され、幼・小・中の連携を図り、幼稚園と小・中9年間を見通した天栄の教育について共通理解を図ったところであります。

また、村英語推進部会も天栄中学校を中心に着々と準備が進められております。

次に、放課後子ども教室につきましては、今年で10年目を迎え、各学校において順調にスタートしたところです。

今年度は、大里小学校が37名、牧本小学校が40名の計77名の児童が放課後、安全管理員と交流を図りながら過ごしております。今後も多くの地域の方々の協力を得て、また広戸小児童クラブとの連携を強化し、事故のないよう細心の注意を払いながら実施して参ります。

また、各学校の事業に対し、要請のあった場合にボランティアを派遣する学校支援地域本部事業につきましても3年目を迎えたところであり、先般、大里小学校においては読み聞かせを、広戸小学校においては読み聞かせと田植えを、地域の方々のご協力により実施したところです。今後も様々な分野で学校を支援できる方々の確保に努めながら、学校と地域との更なる連携につきまして引き続き支援して参ります。

また、高齢者を対象とした寿大学も開講し、各種講座や教室についても、参加者の募集に努めているところです。

続きまして、本定例会に提案いたしました諮問1件と報告2件、議案7件の大要についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。委員1名の任期が9月30日をもって任期満了となることから、人権擁護委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

報告第1号 平成27年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてであります。これは3月定例会で議決いただいた一般会計の繰越明許費に係る繰越額が確定しましたので、報告するものであります。

報告第2号 平成27年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてであります。これは水道事業会計の建設改良費に係る繰越額が確定しましたので、報告するものであります。

議案第1号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いずれも介護保険関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 天栄村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いずれも学校教育法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 平成28年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億900万円とするものであります。

議案第6号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,082万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,670万1,000円とするものであります。

議案第7号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万5,000円を追加補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,237万円とするものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

平成28年6月8日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言の順序は、最初に8番、熊田喜八君、次に5番、小山克彦君、次に3番、大須賀溪仁君の順序によって行います。

なお、質問者は質問席で一般質問を行います。また、質問は一問一答式とし、質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） では、天栄村会議規則61条の2項に基づきまして、一般質問を2点ほど通告どおりにさせていただきます。

第1点、村民からの疑惑について。

平成26年2月の豪雪災害特別対策事業について、多くの村民の方々から国・県・村の支援に対して、当時の担当課長が自分の実家の父の名前で申請書を代理で申請し、補助金で農業倉庫を建てたことに対して、村長さんは3月15日付で、「手続等には不備はありませんでした」との回答でありましたが、施設の被害状況や作業を行った者、日付、費用の額がわかる書類や写真、作業を外注した場合の発注書、納品書、領収書、申請書、見積書、設計書を提出の上、具体的に詳細に村民の皆様に関わりやすく説明をいただきたい。

2点目です。ふるさと納税について。

パンフレットはでき上がりましたが、その後の啓発活動と推進事業はどの……

○議長（廣瀬和吉君） 熊田議員に申します。

一問一答ですので、最初に……

○8番（熊田喜八君） わかりました。

じゃ、1点ずつね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

平成26年2月の大雪により被災した農業者の農業経営の継続に必要な施設の復旧等を支援する、被災農業者向け経営体育成支援事業が平成26年度に実施されたところであります。

この事業は、被災した農業用ハウス、育苗施設、農作業用施設、畜舎等の撤去、修繕及び被災前の面積以内で同程度の施設の再建、もしくは農業用機械の取得が助成対象で、補助率は国50%、県25%、村15%で、農業者の負担は10%となるものであります。

また、助成対象者は、大雪被害により農産物の生産に必要な施設等が被害を受けたことについて、市町村長から証明を受け、かつ、今後も営農を継続する者となっております。

本村における事業の実施状況につきましては、大雪被害発生後、直ちに村及び農協職員等による現地確認、さらには防災無線での広報により被害状況の把握に努め、57名の方が被害に遭われたことを確認するとともに、3月28日には、役場正庁において、被害者に対する説明会を実施し、事業の実施規模を取りまとめたところ、57名中50名の方が本事業を実施することとなりました。

その内訳であります、撤去施設数は、パイプハウスが46棟、畜舎が3棟、畜産用稲わら小屋が1棟、農機具格納庫が6棟、合計56棟、再建施設数は、パイプハウスが42棟、畜舎が2棟、畜産用稲わら小屋が1棟、農機具格納庫が4棟、合計49棟、修繕施設は、畜産用稲わら小屋が1棟、農機具格納庫が1棟、合計2棟であります。

また、事業実施に関する事務の手続については、8月に施設の被災写真、位置図、見積書、経営者に関する調書等を添付した被災農業者経営支援計画申請書を県へ提出、県及び国による審査を経て、10月に全ての計画が承認され、引き続き村補助交付要綱に基づく補助金交付手続を進め、平成27年3月に事業完了となったところであります。

ご質問の被災施設につきましても、再建施設が被災面積以内で同程度の仕様であること、また、助成対象者の要件にも合致していることを県及び東北農政局に確認した上で事務手続を進めており、手続に不備はございませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、お手元の資料につきましては、村個人情報保護条例の規定等を踏まえ、一部黒塗りしておりますので、ご了承願います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 一応、村民からの声ということで、私のほうに何通か投書がありましたので、読ませていただきますけれども、ちょっとお待ちください。今月発売の政経東北を読みまして、激怒しながら読みました。穏やかな村に激震が走ったような村民は抑えような怒りです。我々のような自営業者は月々10万にも満たない年金額で、いまだに災害の崩れた母屋も作業小屋も修理できないものです。給料も高く、退職金も年金も高い役場の職員が自分の立場を利用し、村内に見られないような立派な作業所を補助金で建てたことを



知り、あいた口が塞がらずに怒り心頭である。最初のころの話では、保険金をかけていたからとか、息子が建てたからとか、自分は知らないとか、近所に話したことも聞いたのに家族で悪事をしたようにしか思えない。長く産業課にいたから移動されたというが、村民の怒りはそれでもおさまらない。補助金のうち住民が汗水を流して払っている税金もあり、村外に税金を納めている者でないのに資格はない。熊田議員さんは、信条でもある是は是、否は否で村民の納得できるように6月議会ですべておこなってください。

あともう一点です。もう一点は、申請者は80歳という高齢者であり、今後も専業農家として経営ができるのか。災害施設の位置と補助金の申請による設置位置に相違があるが、適正なのか。被害者は、30年も前も以前に豚舎としてつくられた老朽化施設であった。申請施設は鉄骨づくりで一部2階建てであり、鉄筋も強健な太いものを使っている。災害対策復旧工事補助金としては、つり合いが全く違う新築工事であると、このような投書が来ているんですよね、村民から。

あと、電話でも何人か来ましたが、私の言いたいのは、受理する担当課長が自分の親の名前で申請書を出して、自分が、受理する立場にあった人間がそれを申請、簡単に言うと申請書を出した人と受理をする人と同じ人なんですよね。それに対して、村のほうは、その辺はいつ確認をして、そして県のほうと交渉したというのはいつなんです。ここには書いてありませんけれども、村長、総務課長ですね、一番最初は、総務課長はそれを確認して、そして受理して、副村長に上げて、村長が受理したというのはいつなんです。最初、その答弁からお聞きいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この事業は、本当に東北、関東地域に大雪被害をもたらして、農業の後継者というか、農業がまた継続できるようにというように、国が本当に緩和されたその制度でございます。

〔「そういうことを聞いているんじゃないです。自分は……」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） その中で、私も、その当時ですよ、私も取り落ちないようにその被害状況を確認してするようにということで指示は出しました。その日にちについて、今の記憶、ちょっとお時間をいただいて、その時間をちょっと調べないと、何月何日だと今ここではお答えできませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思います、議長、よろしくお聞きいたします。

〔「総務課、村長も全部日にちにして教えてください。今、時間はどの

ぐらいですか」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） じゃ、暫時休議します。

(午前10時45分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時47分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

補助金に係る書類につきましては、2件ございまして、1点目が天栄村農業振興事業等実施計画書であります。この書類につきましては、平成26年7月30日に受理をいたしまして、当日決裁となったところであります。もう一点は、天栄村農業振興事業等補助金交付申請書であります。こちらは、平成26年8月8日に受理をいたしまして、こちらも当日決裁となったところであります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、平成26年の豪雪対策農機具倉庫被害状況写真というのがありますけれども、この説明会が平成26年3月28日、すると7月31日に総務課長、副村長、村長が決裁の判こを押したということですのでよろしいんですね。それでよろしいんですね。

こういう話も聞きましたけれども、これは事実か確認しますけれども、これは総務課長も副村長さんも村長さんもこの内容をちゃんと読んで確認したんですか、総務課長からお願います。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

[副村長 森 茂君登壇]

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

この内容を確認したのかというようなお尋ねでございますが、当時の担当課長には、内容には問題ないのかというようなことを確認して決裁をさせていただきました。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 熊田議員、挙手をして。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私のところには、去年の12月の暮れにこういう話が来たんですよ。

最初は、村長の誹謗中傷の話で来たんですよ。その中で、こういう話が出てきたんですよ。

そのときに村民の言いたいのは、担当課長が自分で申請書を親の代理で書いて、そして自分

が申請書を受理して、それを村長さんが、副村長、総務課長が受理したということがこの平成26年7月31日、平成26年8月、これが間違いないということによろしいんですね。ということと話が、ちょっと私の聞いた村民との話と食い違いがありますので、その辺確認しますよね。

もしわかっていたならば、この申請書は通さなかったという、そういう村民の言っている方がいるんですよね、この申請書が。なぜかという、今のことに対してわかっていたならば、自分が親の代理で申請書をつくって、そして受理したのが担当課長だったなら、それを知っていたならば、こんなことは通さなかったという、そういう話を聞きます。そういうことは言った覚えはありませんか、それともそれは私が聞いた人がでたらめで話したの、その辺を確認いたします。言わないなら言わないでいいです。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今のもう一回、質問なんです、それは誰にその話をした、私なのか、副村長なのか、総務課長なのかというのは、それは今の。

〔「だから、全部に聞いているんだ。誰も言わないなら言わないで結構です」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） ええ、私は言ったことは聞いておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） 決裁をした段階では、先ほど申したとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 会計管理者、伊藤栄一君。

〔参事兼会計管理者 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼会計管理者（伊藤栄一君） 当時の総務課長としてお答えいたします。

当時、その発言が上がってきたときに内容については口頭で説明したほうがいいというふうなことで、そういったことで一応担当課長が上のほうに直接口頭で説明したといったことのように記憶をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、3名の方々はちゃんとその申請書を読んで確認して、そして受理したということで、そういうふう理解してよろしいんですね。

では、次に進みます。

私、県のほうに行って確認してきたんです、今回の問題に対して。そして、村のほうの説

明書も、これを持っていきました。これに対して県のほうと話ししました。県のほうからまた別な書類をもらってきたんです、県のほうから。県のほうからもらった書類の中には、今後も営農を継続することとなっているんですよ、今後も営農を継続すること。あともう一点は、原形復旧を超える部分は自己負担となりますとなっているんですよ。

そうすると、村民の方々からの声は、今後も80歳、その当時は79歳だったらしいですけども、80歳の方が今後も営農を継続することができるのかできないのかということの判断に対しては、執行部のほうは年齢制限もないから何の支障もないという答弁でございましたよね。あと、原形を超えた場合に対しては、何の問題もないと言っていましたよね。

でも、こういうふうに書いてあるんですよ。農林水産省東北農政局経営支援課によると、今回の補助金は申請者が営業を継続することが前提であり、営農をしないことが確認されれば補助金の返還を求めることもある。申請者が営農をしているかどうかは該当市町村で確認してもらおうと、こういうふうに県のほうは言っているんです。

私はそのときに、年齢制限80歳の方々も5年も6年も営農は継続できるんですかと私は県のほうに質問をしたんです。県のほうは、その方がもし営農を継続できなかった場合はどういうふうになるんですかということも聞いてきたんです。そのときには全額返納もあります。あと、原形復旧を超えた場合にも、これも原形を超えた場合には全額返納することもあります。

でも、村のほうの私たちが3月7日ですか、村長に対して今後も営農を継続することを記載されていますが、年齢制限はなかったのかということに対して、回答書は本事業の対象者は被害状況、発行されており、農業継続となっているもので、継続の意思がある農業者が対象になり、特に年齢制限はありませんということですが、80歳以上の方が今後とも営農を継続すると判断したということですよ、村のほうはできると。

あと、原形復旧を超える自己負担となったと記載されていますが、何名で確認したのかということに対して、原形復旧の考えであります、国・県から同種、同規模、同機種と言われており、災害を受けた施設の再建に係る見積もり金額と実際の算定した金額と差額となり、今回の場合は差額が発生しないため、原形復旧を超えるものではありませんという村の答弁ですと、するとあれは原形なんですか。どの村民から見ても、どの方も、原形また同規模、同機種とは思われないというのがほとんどの方々の意見、私も役場の職員のOBの方々に、12名ほどの方に一応相談に行ったり、お聞きしたり、行きました。どの方も、これが正規であつても役場の職員としては、はっきり言ってモラル、やらない。たしか副村長もそういうふうに言いましたよね。あなただったらどうしますかと聞いたら、私はそんな度胸ありませんと言いましたよね。ということは、例えば職員の職務の濫用や職権の活用、越権行為、村長に対しては任命責任、副村長に対しては監督の不十分、行政の監視、行政の管理に対して

どうなっているのかということをお聞きしたいです。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

再三、村長のほうからも答弁申し上げておりますとおり、この事業に関しましては、県の確認もとりながら進めているというようなことで、手続については問題なかったというような認識は、今でも私どもは持っております。

今、議員さんがおっしゃる部分の中で、いわゆる職員の管理、監督というような部分でありますけれども、これらについては当然、私の職務の内容でございますので、何か問題があるのであれば、当然私の責任というような形になるかと思っております。この件に限らず、そういったものも注意しながら業務に当たっているつもりでありますので、今後もそんな考えで職務に当たって参りたいと、このように考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） すると、天栄村の役場の職員、執行部に対しては、知性、道義的な責任というものもありますけれども、その前に倫理として、人として守るべき道、道徳的意識、モラル、資質が問われるんじゃないですか、村民から。

私は代表監査委員を通して2月に、このまま放置しておいた場合には、村民のその疑惑ばかりじゃなくて、信頼関係も失われるから、ある程度のけじめをつけないとまずいんじゃないですかということで、村長に議会議員としてじゃなくて、私は最初は監査委員として村の中でおさめたいと思って、代表監査委員のほうから村長のほうに何かお話はありましたか。何の話もありませんでしたか。ある程度のけじめはつけなくちゃならないということで、代表監査委員のほうから村長のほうに何らかの申し出とか、そういうお話はありましたか。あったならば、そのあった内容を教えてください。なかったならばなかったで結構です。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

代表監査委員からは、そういったご提案をいただきました。ただ、私のほうで話をしたのは、今、先ほど議員がおっしゃったように、原形復旧というような形の中で立派な建物だと。今回の制度につきましては、幾ら建物が古くなっても、それを再建できる制度だというようなことでご理解を多分いただければなど。だから、もう少し丁寧な説明をすればご理解をいただけたのかなと思うんです。前にも、議員さんもお話はしたかと思うんですけれども、福島県内であれば、その被災した建物が2カ所に分かれていれば……

〔「そういうことは聞いていないです」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） いやいや、その経過の中でございますので、それはお聞きしていただきたいと思います。

それを1つにして建ててもいいですよという制度の中なんです。こういった説明を村民の方々に丁寧に説明していればご理解がいただけるのかなと。

例えば、住宅がそうですね、住宅。私の住宅なんかももう40年以上たっています。当時800万ぐらいで建てたと思うんですが、今はもう本当に価値はありません。ただ、それが農業用倉庫に今度置きかえていただいて、それと同じものを建てたとなれば、もう本当に2,000万、3,000万という金額がやっぱりかかるというような、そういう制度なものですから、その制度をやっぱりご理解をしていただきたいと思います。

私もそういう認識のもとに、この事務手続には問題がなかったというようなことでございますので、ご提案をいただいた中で丁寧に議員も初め村民の皆様方に説明をしなければならぬ。説明をしていただければ、ご理解いただけるのかなというような認識でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言っているのは、これはもう最初から間違っているんですよね、一番最初から。例えば、最初も申し上げたとおりに、本人が説明会に来て申請書を書いて、そしてその所管の担当課長がずるずる、これが親子関係なんですよね。その時点でもう間違っているんですよ。それを今度は、その親が説明会にも申請書も書かないで、その担当課長が代理で自分で書いた文書を自分で受理することがあり得ちゃならないんですよ。私はそこから話ししているんですよ。そんなことがあったら、天栄村は何でもありになるでしょうと、それを危惧しているんですよ。

それに対して、村民は事前に自分の田んぼに自分で水引くことをしてよろしいんですかということが、村民が怒っていることなんですよ。それができるんだっつたらば、うちもやってもらいたかった、うちもやってもらいたかったという人が何名も出てきたから、これでは、最初のうちは村長のことをかばっていたんですよ、私。その方のこと、首にしなくちゃだめだまで私は言われたんですよ。そうすると、そんな簡単にはいかないんですよ。その方のことを責めると、今度は村長の首も絞めるようになりますから、もう少し穏便に考えて、その方のこと、その何名の方々と話し合っ、何とか村内で監査の中でおさめようと思って、その内容をやっぱりこれだけの問題になるから、そのときはまだ天栄村だけの問題だったんですよ。

だから、何とかあのけじめはつけなくちゃまずいですよということ、あの大雪の降った、たしか私の記憶では9月9日だったと思いますけれども、代表監査委員が村長のところに行って話をしてきたと。それから、3日後ぐらい過ぎて、私は病院のほうに入院していました

ので、病気見舞いにも行きましたけれども、村長には話したと言いました。そのような話は聞きましたというけれども、じゃ、その内容まで私にここで言わせるというんですか。わからん。ここでその内容まで全部私に言わせるというんですか。私はそこまでの話はしたくないから、なるべく穏便に穏便に済ませようと思っていたんですよ。

それがこの答弁書を見ても、何見ても、じゃ、これ確認したのを、総務課長もちゃんと確認して、副村長も確認して、村長も確認して何の問題もない。でも、同規模、同種と書いてあるんですよ。あの写真見ても、何が原形復旧なんですか。よく言うでしょうよ、本人にも言いましたけれども、何でもなくても隣が蔵が建つと腹が立つという、そういう言葉があるでしょうと。それがまして、村の税金で給料をもらっている方が、村の税金の補助金で物を建てたということに対して道義的に問題がないのかということですよ。

だから、私も県のほうに行きましたけれども、県のほうは村がちゃんと申請書をとってれば、県のほうは村と県のほうの信頼関係で調査はしないんですよ。あくまでも県と村の信頼関係でやっているんですよ。だから、県のほうは、私は県のほうに言いましたよ。県のほうがちゃんと調査しなかったから、こういう問題が起きたんじゃないですか。これは何がどうして、何がこれが同種、同規模、同機種なんですか。全然建物も違うし、村長さんは福島県以内ではどこでも同じものを建ててもいいと言うかもしれないんだけど、全然違うんじゃないか。30年も前に建てた豚舎じゃないですか。その豚舎も本当に私のところに聞いている、その住民の方々では地震のときに崩れたらしいですよ。これは断言はできませんけれども、そういう情報です。そこに雪が積もったということですよ。それで、大雪にこじつけてやったんだという、そういう村民もいるんですよ、村民の中では。

じゃ、担当課長に聞きますけれども、今後、その後の経営、その方が農営を継続しているとか確認したり、その農営を継続している写真なり添付はしているんですか。そういう継続するのは、全部村に任せていると言っていましたよ、県のほうは。そういう調査もしているんですか。あと、県のほうはあくまでも村と県の信頼関係だから、村の上がってきた申請書は県は信頼をしているんだと。2回目行ったときには、もうあくまでも村の信頼関係だ、信頼関係だから、県のほうはもう逃げて逃げて話に乗ってこないんですよ。1回目の場合は2時間ぐらい話ししましたよ。2回目は、もう10分ですよ。その意味、なぜだかわかりますか。県のほうも困るんですよ。今さらもう補助金もおりちゃって、建物もできちゃって、だから私は何とか村でおさめよう、村でおさめようと思って一生懸命やっていたんですよ。その親心も知らないで、全然こういうふうに対応もけじめも何もつけない、これでは村民が怒るのは当たり前でしょうよ。大体根本的から間違っているんですよ。その根本的も見抜けなかったんじゃないですか。

本当にこれ、これから村民と村の信頼関係を保たれるんですか、このままにしておいたら

ば。私はそれを一番心配していたんですよ、このままやむやにした場合には。私のところにも何人か電話来ましたよ。このままではないでしょうね、ちゃんとしてくれるんでしょうねと、そういう電話もありました。また、よそからも聞かれました。村民はそのぐらい怒っているんですよ。何とかご理解いただきますとか、そういう問題じゃないです。そういう問題はもう過ぎましたよ。じゃ、これから徹底的にやりますか、私。全部調査して、そこまで私にやらせるんですか。ある程度のところ、この6月の議会でけじめをつけなければ、今度は9月の議会まで持って行って、私が今度これに対して、もらった資料に対して一つ一つ全部調査して、そこまでやりますか。ある程度の村民の納得できるようなけじめをつけないと、まだまだこれは大げさになっちゃうんじゃないですか。その辺の危機管理は持っているんですか、村は。

まず最初に、農業振興課長にその継続審査をやったかやらないか、それをお聞きいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その営農の継続性についてでございますが、県、それから国の確認内容では、もちろん現在営農されている方が引き続き営農を継続されることもある。それから、現在営農されている方がご高齢になり、引退をされた場合は、その後継者の方が引き続き営農を継続していけば制度上の問題はないということでございますので、現在につきましては、申請者の方が営農をされております。今後につきましても……

〔「よくわからない」の声あり〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 営農の継続性につきましては、現在申請者の方が継続をしていくこともありますが、申請者の方がご高齢等の理由によりまして引退をされた場合、その後継者の方が引き続き営農を継続していけば制度上の問題はないということになっておりますので、現在につきましては、申請者の方が営農をされておりますが、今後、後継者の方が営農を継続されたということにつきましては、そういった事態が発生をした時点で確認をしたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の質問しているのと答弁が違いますよ。私が言っているのは、その営農を継続することとなっているんですから、それを確認をしたんですか。何回確認したんですか。それに対して、写真なり添付なりしてやっていますよ。今言ったのは、継続する人がいればいいと、そういうふうに今言ったでしょう。

それは何月何日どこで聞いてきたんですか、それは。私の行ったときには、そんなことは



県のほうは全然言っていないませんでしたよ。それは、じゃ、何月の何日に県のほうの誰に聞いてきたんですか。私の聞いてきたときには、そんなことは県のほうは一切言っていないませんでした。じゃ、それは何月何日、県の誰に日にちちゃんと聞いてきて、継続は誰が継続をすればよろしいのか、村外に住んでいる方でもいいのか、誰が継続すればいいのか、その辺もっとはっきりしてください、これ時間がないから、何月何日。

あとは1点は、ちゃんと継続、添付写真なり、確認、何回確認したのか。継続を後継者がやればいいのか、その後継者は誰が値するのか。それも全部誰に聞いて、何月何日どなたに聞いてきたんだか、そこまでちゃんと答弁してくださいよ。そんな矛盾な話ししていたら、村民なお怒っちゃいますよ。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午前11時17分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時23分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

営農が継続されているかどうかということの確認についてでございますが、日にちにつきましては、ちょっと記憶が定かではございませんが、私といたしましては、その方の水田が作付をされている状況、それから農機具の倉庫に農機具、それから資材等が保管をされているといった状況は確認をしております。ですので、その方につきましては、営農は継続をしているというふうな確認をしたものというふうに整理をしております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、申請者が営農をしているかどうかは、当該市町村に確認してもらおうということにすると、確認はしたということによろしいんですね。何月の何日に確認して、それで添付写真とか、そういうのは出せるんですか。本当にそういった証拠書類出さないとわからないでしょう。それは何名で確認したんですか、何月の何日にちゃんと確認するようにと。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その確認状況の写真等の保管につきましては、国・県からも求められてはおりません。村としてしっかりと確認をしていきたいというふうに考えております。

〔「何名でしたんですか」の声あり〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 私が確認をしたときは、私1名でございます。

〔「年月日は、そうしたら」の声あり〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 日にちにつきましては、ちょっと定かではありません。申し訳ございませんが、定かではございません。また、そのときの写真も撮影はしておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その手続のことですよね。最初から間違っているというところのお話でいいんですよね。これについては手続上、当人が申請書は代理人でも大丈夫だというようなことで、私もその確認はしておりますので、その手続上については、何度も申し上げますとおり、問題がないというようなことでございます。

それで、私も日にちはいつだということとは言えませんが、建物が建ってから現地をやっぱり確認させていただきました。確かに立派な建物は建っております。前の建物と比べると、本当に立派な建物が何だというような話になるかもしれませんが、それと同じものを建てた場合、それだけのやっぱり費用がかかると。もともと豚舎であったものをいろいろ倉庫、農機具のやつで、こちら農機具の農家の倉庫として建てて、幾ら古くなっても、そのままの価値じゃないんです。それを新しく建てたとなれば1,500万、2,000万、それが2つあればもう3,000万ぐらいやっぱりかかると。その再建するための制度でございまして、あくまでも原形復旧と古いまま建つわけじゃなくて、そこは新しく建てた場合はそれだけの費用がかかるというようなことなものですから、建物が建つということなものですから、それを議員にはご理解をいただきたいと思っておりますし、村民の皆様にもこの制度はこういう制度なんだというようなことで、丁寧に説明をしていけばご理解がいただけるものと私は認識しておりますので、そこのところは議員にも何度も申し上げるとおり、手続上、問題はなかったと。最初の手続についても代理の申請で、これは問題ないですよとのことで私も確認をとっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

後継というような問題でございまして、後継につきましては、前産業振興課長も退職後は

就農するというような意思も私は確認しておりますので、その辺はご了解をいただきたいと思っております。

〔「それはいつ確認したんですか」の声あり〕

○副村長（森 茂君） かなり前になりますけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞いているのは、いつ確認したというのは、こういうふうに監査委員で指摘されたり、そういうふうに後に確認したのか。その前に確認したならば監査のときに言うはずですから、監査のときにはそういうことは一切なくて、そして今度は村長さんに代表監査委員と監査委員で質問状を出してからでしょう、こういうのが出てきたのは。その前は、全然そういう話は出てこなかったんですよ。それを県のほうに全部確認、事前に確認していたらば監査のときに説明すればよかったですよ。書類も何も出さなかったんですよ、個人情報とか何かとって、監査のときには。ところが、代表監査委員と監査委員と、今度は監査委員として村に提出してからでしょう。7月7日に提出して、返答が3月15日にももらったんですけれども、7月15日前は何も言っていないんですよ、こういう話は。それを7月15日になって初めて同種、同規模、同機種と、そんなのが出てきたんですよ。

時間がないから、これは本当は今回に執行部のほうからある程度のけじめが欲しかったんですけれども、何か全然そのような、何か平行線なので、9月にまたやります、これは。そして、今度は徹底的に調べまして、今回は名前も出しませんでしたけれども、この次はもう全部名前も出します。そこまでやらないと、何か執行部のほうも全然、何というんですか、こちらに来て誠意を持って答弁していないので、これでは村と村民との信頼関係を失います。失わないために、私は一生懸命やっていたんですけれども、村民と執行部との信頼関係が失われますので、今度はもっと厳しく、名前も今度は全部言います、もう。今日は言えませんが、これは9月にまたやります。

そして、2番目に入ります、時間がありませんので。

では、2番目、ふるさと納税について。

パンフレットはでき上がりましたが、その後の啓発活動と推進状況はどのようになっているのか、現在のふるさと納税は幾らなのか、今後はどのような対策や対応を考えているのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目のふるさと納税についてであります。新しくしましたパンフレットでの啓発活動としまして、村内では各道の駅、さらには宿泊施設、また、村人会や他県等でのイベントの際、産品と一緒に配置させていただくなど、さまざまな場面でのPRを

しているところであります。

今年度に入りましては、現時点で83件、183万円のご寄附をいただいております、昨年度と同程度の進行状況であります。

また、現在の寄附額は2,494万2,000円となっております。

今後の対策等についてであります。当村を応援し、寄附をしたくなるような村づくりに努め、その情報を発信し、結果としての使い道につきましても公表するなどして、多くの事業費をいただけるよう、寄附者の方々のご意見にも耳を傾けながら創意工夫を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 啓発活動というのはどのようにしてやっているんですか、啓発活動というのは。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） 答えいたします。

今ほどのどのような啓発を行って、やり方についてだと思っておりますが、今ほど村長からも答弁がありましたとおり、宿泊施設等にも置いていただきながら、また各産品を取り扱っていただいているところにもお願いして参りたいと考えてはいるんですが、今のところは村ですとか、各施設に置いていただいている状況でございまして、あとはインターネット等のページによりまして、関東方面の方が特に多いんでございまして、そちらのほうでページのほうのリニューアルに向けて、現在ポイント制になりましたということも含めまして、今直している作業でございまして。ただ、直す前の時点でもこの金額を件数をいただいておりますので、新しくなった際には、さらに増えるのではないかとというふうな予想をしておりまして、啓発につきましては、これからまだまだちょっと力を入れていきたいというふうには考えております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 直すというのは、今のパンフレットの内容を直すという意味なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） 答えいたします。

申し訳ございません、パンフレットは3月に新しいものができておりますので、ホームページのほうで皆さんが見ていただく際に、申し込みをする際のホームページの画面が、全く今回のものに直すための作業を今行っております、それがまだ今構築中で、間もなくでき

上がるようにはなっておるんですが、パンフレットを直すということではございません。よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは前に総務課長に言ったんですけれども、パンフレットをもらってきましたけれども、これは例えば今何部作成したんですか、何部、例えばその部数は。私はそのときに各家庭、あと天栄村から村外に出ていっている家庭に、こういうふるさと納税がありますよということを啓発活動をして、そして結局、私は多くじゃなくて、2万とか3万の方でも結構ですから、数多く周知するほうがよろしいんじゃないですかということを前の総務課長にも何度も話したんですけれども、湯川村なんかは、去年ですけれども、4月に受け付けをやって、8月でもういっぱいらしいですよ。言っている意味わかりますか。3億8,000万、その前は4億超えたらしいんですよ。3億8,000万ということは、湯川村さんの場合は、前は2万円で米1俵だったんですけれども、今は3万で米1俵にしたらしいんですけれども、何ていうんですか、その申し出が多く、打ち切るらしいですよ。そのぐらいに啓発活動をやっているんですよ。

例えば、去年ふるさと納税した方には送っているんですか。何かもらっていないと聞きましたよ。例えば、去年ふるさと納税した方にはパンフレットは送っているんですか。今度はこういうふうに、今までは天栄村で決めた品物とか、決めたものしかなかったけれども、今回の場合は、今の室長に、そうじゃなくて、ふるさと納税した方に天栄村の産品なり、例えばゴルフ券のパーティー券なり、あと今度は旅館の宿泊券なり、あと今度はスキー場のリフト券なり、あとは結局天栄村の地場産品、それに今度は酒とかしょうゆとかみそとかリンゴとか桃とかいっぱいあるでしょう、ネギとか。そういうものもセットでもらえますよと、そういうふうにつくらないとなかなか酒の飲まない人には酒は要りませんということですから、その中で選べるようにすれば、まんじゅうでもいろいろあるわけですから、それを全部パンフレットの中に入れて、そうすると多くの方からふるさと納税をもらうようにしてください。

私の言いたいのは、ふるさと納税が湯川さんみたく、たとえ4億とか、そういうのは近くなる、せめて2億から2億5,000万円ぐらいになると、今の例えば幼稚園の送迎とか、あと今度は給食の無料化とか、あと婚活支援とかお金に使うのは、そういう金しかないじゃないですか。ふるさと納税に村が一生懸命、村民一体になって、そして私は前にも言ったとおり、例えば5万ふるさと納税すれば、自分の地域では、2万円はあれですけれども、4万8,000円は免除されるんでしょう。そうすると、天栄村に5万のふるさと納税すると、半額の返礼すれば村の地場産品も村の観光もスキー場もみんな潤うんじゃないかと、そういう考えのもとで前は、今からいけば9年前にそういうふるさと納税の質問をしたんですよ。今回の村長さんはそこまで一生懸命やってくれてありがたいんですけども、やっぱり啓発活動を

一生懸命やらないと、パンフレットを村に山積みしておいても何の意味もないんですよ。5分前か。

ということは、とにかく天栄村出身の方を、天栄村は今6,000人弱の方がいるんでしょう。そこから、天栄村から出ていっている方は、その10倍ぐらいいるんじゃないですか。住所のわからない方もいると思いますけれども、そういう方をお願いじゃなくて、説明ですよ、説明。こういうふうなのはありますよと。そうすると、これからの村が少子化対策、婚活支援、それに学校問題、幼稚園問題、これが5億、6億になれば、今度は今の老人対策とかいろいろの問題に使うんじゃないですか。私はそういうためにやってもらいたくて一生懸命、もう4回ぐらいやっているといますよ、このふるさと納税について。幾ら私が笛吹いても、全然聞いてくれなくちゃどうしようもないでしょう。

だから、この前もパンフレット20枚ほどもらってきまして、あちこちに置いてきました。二岐温泉に行ったらば観光協会のほうからもらっていましたと、持っていったらありました。でも、そういうふうなのをきめ細かくやらないと、なかなか待っては、ふるさと納税は集まらないですよ。やっぱり啓発活動や推進事業を一生懸命やらないと、なかなか思うようにはいきません。でも、実際に14億とか15億とかというふるさと納税を、そういうふうにもらっている市町村もあるんですよ。あと、何もない村はふるさと納税のためにそういう品物をつくっている、そういう市町村もあるんですよ。天栄村には、実際にあるんですもの。それを天栄村出身の方々に食べてもらうんですよ。それもふるさと納税では、半分はふるさと納税としてもらえるんですよ。こんなすばらしいふるさと納税というのがあるのに、なぜ村は一生懸命やる気にならないんですか。

今、聞いたのを見ると、3,000万まで達していないでしょう。3年前には、湯川村は100万だったんですよ。それを米1俵送ることに対して、40倍の4,000万になったんですよ。その1年後には、今度は4億超えたんですよ。米が足りないからということで、今度は8月で締め切ったらしいですよ、去年は。そのぐらい一生懸命にやる、そこはどのようにしてやっているかというのを担当課長は調査したことありますか。その湯川村さんとか会津美里町とか平戸市とか、そういうところにインターネットなり、直接電話をかけて聞いたことありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） 答えいたします。

ただいまの言ったことが、視察等、電話等でもありますかというご質問でございますが、すみません、就任いたしましてまだ2カ月ほどしかたっておりませんで、まだ詳しくその辺の湯川村さんですとか、進んでいらっしゃるようなところのインターネット上での確認はし

ておりますが、直接お電話なり訪問なりで確認はしておりませんので、今後時間を見つけてまして、訪問なり研修に行きたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さん、ふるさと納税課というのをつくっているんですよ。そして、民間から嘱託で職員を雇ってやっているんですよ、そのぐらい役場の職員では足りないからと。そのぐらい村が町が力を入れている行政区もあります。

前に村長さんも言ったとおりに、やる気のある方を企画課長にしてくださいとお願ひいたしましたけれども、今度の企画課長さんによろしくお願ひします。

そして、これ以上言うとかどくなりますので、とにかくこのふるさと納税で今の幼稚園、あと保育所、小・中学校の給食が無料になるぐらいまで頑張ってください。よろしくお願ひします。

時間になりましたので、私の一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。

ただいま一般質問の途中であります、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時48分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

#### ◇ 小山克彦君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、5番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。

5番、小山克彦君。

[5番 小山克彦君質問席登壇]

○5番（小山克彦君） 天栄村会議規則に基づきまして、一般質問の通告をしております。通告のとおり質問を行います。

質問事項1、天栄村ブランド農産物の現状と今後の役割。

天栄村のブランド農産物である長ネギ、ヤーコン、天栄米、そしてそれぞれ作付面積や収穫量、販売の推移などを踏まえて、ブランド農産物としての今後の課題と今後の位置づけをどのように考えているのか。また、これからほかの農作物についてのブランド化の考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村の3大ブランドである長ネギ、ヤーコン、天栄米の作付面積、収穫量や販売の推移についてはお手元の資料のとおりであります。

また、これらを踏まえた現在の課題と今後の位置づけについては、まず、長ネギについては作付面積、収穫量ともに順調に推移し、市場の評判も好評で、安定した販売を続けております。課題は今後の後継者の育成と市場のニーズに応えられる生産量の拡大が挙げられます。

ヤーコンにつきましては、震災以降の風評等もあり、売り上げ、作付面積、収穫量ともに減少傾向にあります。しかしながら、根強い需要も多く、今後においては、新たな生産者の参入や生のヤーコンが年間を通し販売できるよう生産量の確保と保存方法の確立、新たな加工品の開発による収益増を図っていく必要があると考えております。

天栄米については、村内で栽培されるコシヒカリの特別栽培米を天栄米と位置づけており、昨年度、天栄米栽培研究会が米食味分析鑑定コンクール国際大会において、8年連続となる金賞を受賞し、名実ともに全国的なブランド米として全国的に認識されております。

現在、その大部分はJAに販売しており、今後においては、価格面で全体の底上げが図られるよう、引き続きJAと協議を進めて参ります。

他の作物についてのブランド化については、一昨年より実証作物として生産を推進して参りましたプチトマト、天姫とあくなしワラビのブランド化について検討しているところでございます。

今後においても、3大ブランドを中心に地域ブランドとして他生産地との差別化を図り、天栄ブランドとして育成し、生産者の所得向上につながるよう進めて参ります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） まず最初に、この3大ブランドについての資料を請求したわけですが、何と3年分しか出ていないんです。ヤーコンにしてみればもう十何年も作付されて、ブランド化を進めているわけですが、ヤーコン作付、最初、当初のころは大変作付する人たちも多く、果ては鏡石、須賀川のほうまで便乗してヤーコンをつくる農家は多かったんですけども、それが今は少なくなっているというような状況で、直近の3年だけでは、はっきり言って分析しづらい面があります。

こういう資料提出につきましては、やはりせめて10年ぐらい、これはネギとか米ももう10年以内なので、出せない資料ではないと思いますので、その辺、大変不親切というか、不誠実だと思いますので、今後改めていただきたいというふうに思います。

長ネギに関しましては、私も商売柄、市場に行っているいろいろお話をするんですが、本当最近、質の向上も図られ、量も割と安定的に市場に送られてくるということで、大変天栄ネギは評判はいいです。今後もかなり期待しているという話でありました。



この資料によりますと、生産者、今15戸ということではありますが、この中には村外の方が何か含まれているように話を聞いているんですが、それについてちょっとどういう方が紹介していただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

村外の方、現在4名の方が天栄村においてネギ栽培に取り組んでおられます。須賀川の方が1名、郡山市の湖南の方が2名、矢吹町の方が1名の4名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 4名の方が村外から来て、天栄村のネギ、天栄ネギということで作付したいということで、たつての希望で多分来て、ネギ組合の方たちに指導を仰ぎながらつくっておられるのかなと、大変いいなというふうに思っております。

先ほど村長が答弁の中で答えておられました後継者の育成とか、それから栽培の耕地面積をふやすとか、その辺もこれから課題なのかなというふうに思いますので、大変天栄ネギについては評判がいいので、今後とも育成、耕地面積、それから品質の向上、ここでぜひ努めていただきたいというふうに思います。

次に、ヤーコンなんですけれども、実は村でブランド化推進しておる中で学校給食、それから各旅館、施設、レジャー施設、ゴルフ場等々で結構ヤーコンを使うというか、使ってくれる機会が多いんですけれども、今年の場合ですと、3月の初めにもうヤーコンないよというふうな話でした。これでは、ブランドを進めていて各企業等々が、じゃ、天栄村の地場産品のヤーコン使うかといっても、もう3月でないという話では、これはブランドとしてどうかなというふうに思います。

確かに、これはつくるのは大変だし、まだまだ加工、それから保存技術確立していない部分はあるんですか、今ヤーコン組合9名ですか。あと、そのほかに自家栽培でちょっちょつとつくっている方はいらっしゃるかと思うんですが、今後どうするのか。これ、確かにブランドと打ち上げて十何年たつて、何でかんでつないでいかなくちゃならないという使命感はあるのかなとは思いますが、これをどういうふうに村長は考えていますか。

例えば、これだけもう生産量少なくなったり、大変になったら外してもいいのかなとも思いますし、一生懸命つくっている方もいらっしゃるんでしょうけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

例えば、昔ですと郡山の湖南の大根みたいなのを大規模で主産地形成みたいなことはやっていたんですけれども、これはブランドって面積がどうのこうのという話ではなくて、本当にその村の特徴的な作物として売り込んでいるのかなと思います。それでも、やっぱりこう

いうふうに減少してしまうと、使うほうも生産するほうも大変なんですよね、そこは。私らもヤーコンない、何とかして調達しなくちゃならないと、いろいろなところに聞いてもない。本当に気が重いような感じなんですけれども、そこら辺、今後どういうふうに進めていくのか、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、27年産のヤーコンについては、本当に3月で品数がなくなって、大変ご不便というか、迷惑かけているというような状況でございますが、あくまでもこのヤーコン、これまで生産をしてきて、ある程度村内の方々、子供も給食で使っているというようなことで、私も子供3人いるんですが、やっぱり子供のころから食べていると、ヤーコン食べたいと、大人になってからも、そういうの方々、村内にも多くいらっしゃるし、村外の方々もやっぱり健康にいいというようなことで、確かに食物繊維が多くて、腸の環境にもいいというようことでございますので、この28年度においては生産者も若干ふえてきておりますし、今後、やっぱり需要と供給のバランスなんです。やっぱり売れば皆さん生産者もつくっていくというようなことで、震災後、ヤーコンの葉っぱもやっぱり放射性物質が吸収して、葉っぱから出てしまっ、ヤーコン茶も使えないというような状況の中で、そういったところで需要も減ってきたんですが、昨年、議員もご承知のとおり、テレビに出ているあの嵐の相葉君が天栄村に来てPRをしたというようなことでございます。それで、またブレイクをしたというのがあるんですが、そういったところも含めて、さまざまなブームの中からこのヤーコンの需要がまた出てきたものですから、体にいいものであれば、今後もやっぱり売れますので、今後は後継者の育成をしながら、天栄村の3大ブランドのやっぱり一つとして村も売り出してきたものですから、今後も生産者、あとはまたその販売促進に努めてまいりたいと考えておりますので、さまざまな方々との意見交換もしながら、この振興を進めていければと思っておりますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

それであれば、例えば、これを生で食するのもおいしいし、加工してもいろんなものに使えるということで、今ヤーコンうどんぐらいいかな、加工で結構使っているのって。それをもっともって村内にもそういう加工業者あると思いますので、そちらのほうにしっかり働きかけて、いろんな6次化というんですか、そういうものをやりながら需要の喚起を仰ぎ、そして生産者も多分組合以外では結構つくっている人はいると思うんですけれども、そういう人たちも集めてしっかりした生産体制、また村として生産者へのそういう援助、指導、これを

今後とも3大ブランドの一つとして進めるのであれば、ぜひやるべきであるというふうに思っております。

次に、天栄米につきましてであります。まず私はこの天栄米については、何か調べれば調べるほどわからなくなってくるというようなことで、まず天栄米、ブランド化始めたそのきっかけ、目的、一応何をどういうふうにするために、天栄米の米をどうしたいがために天栄米をつくったんだというのを語っていただけますか。簡単でいいですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

きっかけでございますが、18年のWTOの可決が迫る中、米の生産に対する危機感が出たということで、自由化になったらどうなるんだということで、これからはやはり日本一おいしい米をつくっていこうというようなことを認定農業者を中心とされる方々が団結をいたしまして、ブランド化を進めようということで始まったということでございます。

まず、そのきっかけとなったのがやはり村における米の食味鑑定コンクールの開催ということでございました。きっかけは、やはり米の育成の不安というんですか、そこらのことがきっかけであったというふうに認識をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） じゃ、先ほど村長の答弁の中で天栄米ということで、その定義づけは特別栽培米を天栄米と呼ぶというふうなお話でしたが、もっと詳しく多分いろいろ作付方法があるかと思うんですけれども、それをもうちょい詳しくご説明願えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

福島県における特別栽培米の定義でございますが、その農産物が生産される地域の慣行栽培での農薬の使用回数、それから化学肥料の窒素成分がそれぞれ50%以下というレベルで栽培されるものを特別栽培農産物と位置づけられております。

米につきましても同様の基準でございまして、本村のある中通りの平たん地ですと、化学肥料の窒素量が1反歩当たり6キログラムが慣行栽培ということでございますので、その半分以下、それから農薬の有効成分の使用回数は17回というものが慣行栽培のレベルでございますので、それも半分以下というような基準で栽培されたものが特別栽培米、そのうち天栄米として位置づけているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 天栄米が特別栽培米として、そういう形で生産されているものを天栄

米と呼ぶということであります。

毎年秋に行われている天栄米食味コンクール、これは天栄米食味コンクールという看板がありますが、これは募集要項を見てもみますと、天栄米でなくてもいいんですよ、出品ですよ。この辺がすごいわからないんですよ。いろんな知人から天栄米食べたいから送ってくれと言うんですけども、天栄米高いよ、だって天栄米、天栄でつくっている米、みんな天栄米じゃないのと言われるんですけども、食味コンクールも天栄村内でつくられた主にコシヒカリ、コンクールの対象になっていますよね。その辺のすみ分けというか、その辺がはっきりしない。

ここに販売金額、天栄米の収穫量でもいいんですけども、栽培者数が約80名いますよね。先ほど村長の答弁の中で、この天栄米の中でJAを通して流通しているという話がありました。それって恐らくほかのコシヒカリ、慣行栽培のコシヒカリと値段同じで流通されているんだと思いますね。その辺を今我が天栄村で天栄米で、道の駅に行きますと、すごい高そうな米、米袋に天栄米と4種類ぐらい売られています。もちろん高いです。それとの区別というのはどういうふうにつけているのかな、それつけていいのかなと。同じこの80人の中のくくり、同じ栽培方法の特別栽培米なのに、それはもしかしたら天栄米の栽培研究会の方だけのものなのかなという疑問がすごい湧くんですよ。やっぱり一生懸命、米に愛情を注いで特別栽培米つくっている栽培研究会以外の人も多分いるんじゃないかなと。その辺の人たちのお米は、やっぱり同じ天栄米として売るべきじゃないのかなというふうに私は思うんですけども、その辺どういうふうに考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

確かに道の駅等で売られている2キロ詰めですとか、5キロ詰めのサイズのお米、天栄米につきましては、天栄米栽培研究会の方々が生産された天栄米をああいいう形で販売をしているところがございます。その栽培研究会の方々がやはり漢方環境農法ですとか、それから、何でしょう、特裁以上に有機に近いような栽培方法でつくられるなど、やはりすごい努力をされて天栄村のお米の、何ていうんでしょうか、牽引役といいますか、そういったことで頑張っておられる方々ですので、そこはやはりそれはそれとして引き続き支援をしていく必要があるというふうに思っております。

ただ、議員おっしゃるように、大多数の方はJA米として慣行米と500円ぐらいしか差がない値段で販売をされているということがございますので、先般もJAと何とかならないのかというような協議をしてきたんですが、例えば須賀川の清流米ですとか、それから鏡石のお米につきましても、一旦JAで引き受けて、あとはそれぞれの地域の方々がそのお米をま

た自分たちで買い上げてパッケージなりをつくって、自分で販路を開拓しながら販売をしているというような状況でございますので、一概に一遍にJAさんで高価格で買い取りをしてくれというようなこともなかなか厳しいなというふうな認識を持ってきました。ですが、やはり全体的な底上げは必ず必要だというふうに思っておりますので、引き続き好転できるようにJAと協議を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 確かに、あの栽培研究会の方たちは、ほかの農家の方以上に米に愛情を持ってつくっておられることは、それは認めます。車でいうとトヨタのクラウンを一生懸命つくっていると。でも、そもそも天栄村は本当に米の村であります。ほかに米をつくっている方はいっぱいいます。やっぱり去年ですか、会津地方、特A、中通りも特Aだったんですけれども、同じ特Aでもやっぱりかなり差別化されている。天栄村は、これだけ米の生産に力を入れ、研究して、天栄栽培研究会以外の方たちもこうやって特別栽培米をつくって努力しているということはきちっと認めて、やっぱりそこは農協さんにどうのこうのもあるんですけれども、きちっと村でそこは認めてやっていただきたいなど。やはりほかの農家も、これだけ努力すれば多少ではあるけれども、いい米がつかれるし、認めてもらえるんだろうというのをやっぱり実証しないと、何かそのクラウンだけが先走って、もうフラッグシップでぼおんといっちゃって、ほかの農家があればいいなど、ただ何かうらやましがって見ているみたいな感じで、それじゃいけないなというふうに思います。

その辺、今後しっかりと全体的な底上げをやっていただき、この食味コンクールももう10年ということで一区切りつけて、今後はそういうふうな方向性もあっていいのかなというふうに思っております。

この天栄米食味コンクールも何かわかりにくいネーミングであります。天栄米でない、天栄米とは認められない米もこの食味コンクールには出品されていますので、この辺のネーミングもきちっともう一回考えていただければなというふうに思っております。

ちなみに、今までこの食味コンクールで天栄米以外で金賞をもらった例って調べればわかるんでしょうけれども、ありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

手持ちの資料が昨年の資料しかないものですから、昨年についてお答えをさせていただきます。

昨年は、ひとめぼれで総合部門で金賞の方が1名ございました。コシヒカリ以外の部門である品種栽培部門でもひとめぼれの方が1名ということで、ひとめぼれで2名の方が金賞を

受賞されております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 昨年ですとひとめぼれ、これは湯本の方だったと思うんですけども、湯本もそれだけおいしい米がとれるようになったということでもあります。

天栄村も、先ほど言いましたが、本当に米、いい空気、いい水に恵まれ、いい環境の中で本当においしい米つくれるんだということでもありますので、今まではどちらかというと天栄米、天栄米というふうに来てきて、それなりに天栄米もきちんと知れ渡って、おいしい米だというふうに渡ってきたんですけども、やっぱりこれからの食味コンクールの方向性として、天栄でつくられる米はみんなうまいんだというようなことをぜひ世間に知らしめて、いわゆる天栄米以外の米でもおいしい米あるんだよというのを、この食味コンクールとかでもいろんな方に出してもらってやれないかなというふうに私は思っております。

ちょっと昨年度の食味コンクールの話題が出ましたので、1つちょっと気になっていたことがあるんですけども、去年、天栄村の食味コンクールで15名でしたっけ、上位15名というのが、機械で検査して選ばれた方が審査員によって食味で金賞とか選ばれるというようなことであつたんですけども、国際大会、石川で行われたときには、恐らくその15人に入っていない方が金賞とりましたよね、去年。それはどういう経緯だったんですか、それわかる範囲内で説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私のわかる範囲でお答えさせていただきますと、天栄米の食味コンクールの中に、そこには提出、そこまで刈り取りが間に合わなかったと私は聞いています、刈取りが。それで、その国際大会のほうに出すのには、事前にサンプリングとしてそのお米を出さなくちゃならない。それで、そこにノミネートされないと、この審査も受けられないというようなことなものですから、去年は8月以降、雨が降ったり、気温が下がったりというようなことで異常気象だったものですから、それで刈り取り時期がちょっと遅れたと、天栄米の審査のときには間に合わなかったというようなことでございますので、それで天栄米でその審査の金賞をとった人のお米も大阪に送って機械による判定をしていただいた。そこに、今度は大阪に出すまでには、金沢というか、小松でやったときには間に合うように、そのおくれた方、刈り取りが遅れた方が遅らせて食味が上がったということなんです。やっぱりなかなか自然相手なものですから、その田植えの時期、あとは刈り取りの時期、そういったものを見てやっていかないとなかなか難しいと。

それと、今年はどうな気象になるか、高温障害に対応できるような形で田植えの時期をやったり遅らせたり、皆さん生産者の方がそれぞれ何か工夫をしているというようなことで私

は聞いていたものですから、私のわかる範囲で、そのような状況だったことなものですからご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

農家の方には、中には、これは会長枠でいったのかなんていう陰口をたたく人もいます。本当に天栄米のこの天栄の食味コンクール、もう10年、それから国際大会も8年連続金賞、着実に積み上げてきた実績をそういうので、それは悪いと言っているわけじゃないですけども、そういうところをぜひ壊さないでほしいなど。せっかく天栄米はおいしいんだというふうなことで積み上げてきたわけですから、ぜひそれをお願いしたいということと、あとはやっぱり村の農家の方には、本当に天栄米ばかりというふうなことを言う人いますので、その辺は、これからまず食味コンクールの権威を傷つけないようにきちっとやってほしいということと、底辺の農家の方々、底辺と言っちゃおかしいか、普通栽培の農家の方々のほうの面倒もしっかり見ていただきたいということでもよろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。

英語の村てんえいの進行状況と今後の課題ということで、英語の村てんえいを目指し、各学校で英語教育に比重を置いた教育を行っています。その概要と現況、課題、今後の目標をどのように考えているのか、教育長さんにお尋ねいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 英語の村てんえいの進行状況と今後の課題についてお答えいたします。

平成23年度より小学校新学習指導要領が全面実施されまして、第5学年、6学年で年間35単位時間の外国語活動が必修化されております。教育委員会といたしましては、国際化、グローバル化の進展により、新しい時代を生きる子供たちに欠くことのできない力であると認識しております。

初めに、本村の学校での英語教育の概要と現況であります。幼稚園におきましては、英語環境の充実に重きを置いた取り組みを実施しております。小学校においては、中学年、高学年において担任を中心に、3、4年生は総合学習の国際理解教育の中で、そして5、6年生については外国語活動の中で英語活動を実施しております。また、中学校においては、英語教科として教育課程の中に位置づけて実施しております。

次に、課題ではありますが、児童・生徒の学びの連続性と教員の指導力が課題であります。そのため、各学校の実態に応じ、ALTの活用、英語環境の整備、体験活動等に力を入れて推進しております。

次に、今後の目標であります。学びの連続性と教員の指導力向上を図るため、天栄村英語活動プログラムを作成し、幼稚園から小学校低学年、中学年の英語活動の充実をもって、小学校の教科化と中学校の英語教育の充実、さらには、教員の指導力向上のための研修や演習を実施して参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 英語の村てんえいを打ち出したのが多分2年前、平成25年でしたっけ、ですね。その中で、今、教育長がおっしゃったような目標ということでやっておられると思うんですが、今、教育長部局では、教育の手法というんですか、つなぐ教育、これを手法として取り入れて英語教育、ほかの教育、それから地域とのつなぐ教育というふうなことを、これは先ほどのPTA連合会、村の総会で教育長さんが講演なさった話なんですけれども、とてもいいなと思って伺ったわけでありまして。

時間もないので、教育長さんには、あのときの粗筋というか、それをもう一回ここでちょっとお話ししていただきたいなというふうに思うんですが、つなぐ教育について。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） それでは、お答え申し上げます。

PTAの総会の折のお話というふうなことなんですけれども、全く一致するか、ちょっと原稿等もないのであれなんですけれども、大まかに、ではお話をさせていただきたいと思っております。

グローバル化、そして国際化の進展の中、国際共通語である英語の力というふうなものについては、今後の天栄村の子供たちの将来にとって極めて重要であると考えております。そしてまた、村長のいつもお話に出てくる、子供たちには夢を、やはり夢を見させるためには、それなりの力をつけてやらなくてはならない、そういうふうに考えております。その中で、先ほどお話ししましたように、これから来るであろう国際化のますますの進展、そしてグローバル化は、これから生きようとする子供たちにとって、やはり生きる力の大きな柱として英語の力というふうなものについては必修になるのではないかと、そういうふうに考えております。

国のほうも、そういうふうな社会の大きな変化に伴いまして、ちょうどオリンピックの年、20年、教育要領の改訂、主に10年ごとに行われるわけなんですけれども、そして平成32年には小学校において全面実施、その中でもやはり英語教育、そういうふうなものの重要性をうたっておるところであります。

そして、我が天栄村においてはブリティッシュヒルズ、そしてその関連の大学であります神田外語大学等々がございまして、英語を核に天栄の教育を推進することは非常に天栄の強



みを最大限に生かすものであると考えております。

また、英語を核とするんですけれども、英語に限らず、教育は環境が非常に重要であります。特に子供を取り巻く大人の意識は極めて重要であります。そういうふうなことで、先ほど議員おっしゃるように、つなぐ教育の中で子供と子供をつなぐ、学校と地域をつなぐ、あるいは学校と学校をつなぐ、あるいは幼稚園と小学校をつなぐ、いろいろなつなぐ教育の中で、今英語教育を核として展開できないか、そういうふうなことで各学校と連携をしながら、今そのプログラムを作成をしているところでございます。

そして、その英語の村てんえいに学校、家庭、地域、学校はもちろんなんですけれども、家庭とか地域の方に関心を集めてもらうことは、学校教育の新たな英語教育改革とともに、村民の教育に対する意識の高揚を図るというふうなことでは、極めて有効な手段ではないかな。その意識の高揚を高めるということは、先ほどお話ししましたように、我々大人の子供を取り巻く環境を大きく変える意識、そういうふうなものがおのずと子供の育ちに大きく影響していく、そういうふうなことで考えております。

そういうふうなことで、午前中、村長の挨拶にもありましたように、生涯学習における学校支援地域本部も3年目を迎えて本格化して参りました。そういうふうな中で、できれば大人の方々にも英語、そういうふうなものができる学生とか、そういう人たちがいれば子供たちとも触れ合いをしていただきながら、村民の方々にも協力をしていただければ本当に村全体で子供の英語環境、ひいては教育の環境の充実をもって子供たちが、村長が言う大きな夢を持って天栄村の子供たちは育つのではないかな、そういうふうなことを思っております。

そして、今のプログラムのことで村当局にもご理解をいただきまして、今回予算をつけていただきまして、プログラムのほうの今策定を進めているところなんですけれども、この大きな狙いは、数年後に英語が好き、英語が話せる子供を育成するプログラムでございます。

そして、1番目、先ほどの課題にありましたように、英語に親しむ環境整備、そういうふうなことで、この連続性の重要性ということで、英語は点でなくて、やっぱり線をつながらないとなかなか話せるところまでいきませんので、学校種の連続ということで、幼・小・中の連続を図る。あとは、時間的な連続というふうなことで、週に1回とか、週に2回じゃなくて、学校生活全体の中で連続性を図る、そういうふうなこと、あるいは家庭教育の中まで入り込めばまたいいのかなというふうなことで、そういうふうな英語環境に親しむ環境、特に連続性、そういうふうなものについて狙いを定めております。

そして、2番目については、先ほどの課題にもありましたように、教職員の資質向上、これはもう欠くことができません。そういうふうなことで、今年度8月からになるんですけれども、これも村当局のご支援によりまして、2名のALTが配属になります。この2名については、今まではJETという機関からお願いをしてALTを採用していたんですけれども、

今回については、来るALTについては、実際大人の方々を指導している本当のプロでありますので、そういうような意味においては先生方の資質の向上にも大きな影響を与えてくれるのではないかな、そういうふうな形で考えております。

それで、5つのステップを考えておまして、幼児プログラム、2番目のステップとしては小学校低学年、3番目のステップとしましては小学校中学年、そして4番目が小学校の高学年、そして最後に中学校のその英語プログラムというふうなことで、ブリティッシュヒルズ体験というふうなことで本村は長年続けております。以前、後藤議員からもブリティッシュヒルズは役に立っているのかと、そういうふうなご質問もございました。それで、直接的には1日や2日でなかなかそういうふうな成果が出せないというのが正直な話です。ただ、子供たちはブリティッシュヒルズでの経験は、かなりいろいろな面で役に立っていることだけは事実です。でも、このブリティッシュヒルズ体験が本当の意味をなすように、先ほどの1番から4番目のステップを充実させながら、ここに持っていきたい、そういうふうな形で考えております。

何せこの教育は英語に限らず、何回もお話ししますけれども、環境が大切でございます。そういうふうな形で、学校、家庭、地域が一丸になった教育の推進の核というふうなことで英語をもって、この天栄村の教育全体の活性化を図っていければ、そういうふうにご考えておりますので、どうかよろしくごお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、教育長さんのお話ありました。連続性、幼・小・中の連続性、それから時間の連続性、それから家庭、地域での連続性ということで、要するに四六時中英語を使えば英語は楽しくなるよというような話だと思うんですけども、私はこの後の質問、英語の村で村づくりというような質問もあるんですけども、私は専門家じゃないのであれですけども、例えばその英語に特化した教育をやることによってほかの教科、それからもっと広く言うと人間性とか、そういうふうな教育の面での向上とか、そういういい意味での影響というのはどうなんでしょうか。というのは、英語ばかりというよりも、英語を中心にほかの教科も上がっていけばというふうに私は思っているんですけども、そういった効果、影響というのはどうですか。どのぐらいと言っちゃおかしい、期待できるのかというのをちょっとお話しただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

英語を推進することによって、他教科等々との関係というふうなことでありますけれども、何でもそうだと思うんですけども、やはり一点突破をする、そういうふうな力のある子供

私たちはそのほかにもいろいろな形で関係をしてくれます。例えば、英語1つをとっても、やはりこれはコミュニケーション能力、ツールでございまして、そういうふうな意味ではコミュニケーション能力、そういうふうなものが発展しますし、そして今これから実践されようとしていますアクティブラーニング、やっぱりそういうふうな学習の手法の中に入っていきますと、インプットしたものをアウトプットさせていくというふうなことで、今までは習うというインプットだけなんですけれども、それを実際にアウトプットさせていくというふうな意味においては、やはりこの英語教育なんかを通していろいろなところにも活用していける力だと思います。

そして、学校につきましては、英語に特化をするというふうなことは、やはりそのほかも全部見直すというようなことにつながっていきますので、その辺については各学校で教育課程というふうなものがしっかり組まれておりますので、英語はただ単にその教育課程の中でやるやつと、あと教育課程外、例えば登校したらば、朝の学活の中でちょっと英語スピーチを取り入れてみるとか、そういうふうな形で各学校でいろいろな工夫をしながら学校の生活全体の中で取り組んでいくものでありますので、弊害はありませんけれども、英語をそういうふうな形で何か一点、一生懸命取り組むことによって、子供たちの育ちというのはそのほかにも広がっていくのではないかな。そして、あとまた先生方についても、また同じではないかなと、そういうふうにご考えております。現に、今要領をやっているんですけれども、そのほかがおろそかになるというようなことはございませんので、何せそういうふうなことで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

英語の連続性ということで、英語の村てんえいを打ち出しているんですけれども、なかなか全村的な展開というのが私から見ても余りできていないのかなと。議会は、早速議会の各部屋の入り口に英語で表示を出したりと、そのぐらいしかやっていないんですけれども、やっぱりとかしてはああるんですけれども、例えば地域での英語の大人の方、一般の方の英語に親しむとかというふうなことで、今年は公民館の行事として英語教室みたいな、英語講座でもやるのかなと思ったら、なかったですね、生涯学習課長。そういうのもやっぱり英語の村てんえいを目指すのであれば、そういうのもぜひ取り入れていただきたいし、例えば産業の面でも今世の中では、いや、インバウンドだということで外国人を呼び込もうとかとやって、天栄村にはブリティッシュヒルズありますけれども、じゃ、一般の旅館とか、そういうレジャー施設に勤めている人、英語どうかなといったときに、そういう観光関係の人たちの英語講座とか、そういうのもやっぱりこうやってどのぐらい実になるかは、それはわかりませんが、やることで英語の村てんえいをもっともっとPRしていければなど。それが教育長のお

っしやる連続性のある程度の実績になるのかなというふうに思います。

これから第3の質問、英語の村てんえいを村づくりの柱にということで、引き続き質問いたします。

英語の村てんえいを村振興策の柱にということで、人口減少は未来の天栄村の大きな課題であり、いかに減少を最小にとどめるか、村づくりの柱となっております。日本全国、県内、近隣市町村、いずれも地域振興策を計画しておりますが、教育をその柱にとうたっている町村は少ない。1つの提案として、英語教育をステップに村の教育力を充実させ、教育の村天栄、英語の村から教育の村天栄を村一丸となつてつukれないかというふうな質問であります。村長、よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 3番目の英語の村てんえいを村振興策の柱についてであります。本年3月に策定しました天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、村が取り組むチャレンジプロジェクト4本柱の一つとして「特色ある教育環境を活かした教育のむらづくり」を掲げ、英語教育の充実を目指しております。

また、英語だけでなく、特色ある学校づくり支援事業やICT教育推進活用事業なども盛り込んでおり、これらの戦略は平成31年までの目標を打ち出し、この成果を毎年検証していくことを必須としております。

したがいまして、今後につきましては、検証結果等を分析、検討をしながら、いただいたご提案も視野に入れて、さらに効果的な振興策を模索して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この英語の村てんえいを村振興策の柱にして、村の振興を図れないものかというのは、結局この質問通告書にも書いてありますが、天栄村の人口ビジョン、これは5月に広報で出ておりますが、企画政策課長、それ資料持っていますか、何年に何人ぐらいの目標を持っているというのは。じゃ、それをちょっと言っていたきたい。

本当に今から10年前、7,000村民と言われていたのが今は5,800ですか、もう年間100人以上減っております。これはこのままでいくと、10年後、20年後にどうなるんだろう。それをもう減るのは確実なんですけれども、100人減るのをいかに50人に抑えるかとか、70に抑えるかというのがこれから我々の課題だと思うんです。そのために何をやるかということなんですけれども、その前に村の人口ビジョン、予測と目標、それ課長、お願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） すみません。今、手持ちではあったんですが、なかなかそのページが見つからず、申し訳ございません。

じゃ、現在、天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、戦略人口、策定の目的のところにございますが、戦略人口といたしまして、現在2015年で5,721名となっておりますが、この10年後には4,860人、その10年後につきましては4,309人、その10年後は3,882人、その10年後、2055年には3,459人というようなことで見込んでおります。

このまま何もしないでいきますと、2025年ですと4,723人、その10年後、2035年には3,933人、2045年には3,255人、2055年には2,709名ということで、何もしなければこの2,709名まで落ちてしまうということで、こちらの総合戦略を策定いたしまして、ここ5年間、27年から31年度までにつきましては、この戦略をもとに取り組んでいきたいというふうに策定しておるものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということで、本当に2040年には見通しで3,600人、2060年には2,500人と半分以下になるということで、そこで戦略的にいろんな施策を講じて、何とか2060年には3,300人をキープしたいなというような人口ビジョンで、これからいろんな施策をつくっていかうということなんですけれども、村では4つの基本目標、産業、それから若い世代の出生、子育てサポートの体制の充実、それから新しい人の流れの創造、暮らしやすい生活環境の形成というような4つの柱出しておるんですけれども、結構、日本全国どこへ行ってもこれだけ人口少なくなると、じゃ、空き家を探して、その空き家に移住させようかなんて空き家対策やったり、それから何か産業をそういう地場産品があれば、それを6次化して交流人口をふそうとかというのはどこでもやっているんです。それは本当に日本全国でやっています。一生懸命やっています。我が村でも今一生懸命やっています。道の駅の改修とか、そういうことも一生懸命やっています。

ただ、それはどうなのかな、交流人口を増やすことにはなります。それで、その来た人が、ああ、この村いいなと言って、もし住む可能性もあります。でも、根本的にこの天栄村に住みたい、その住みたいと思う条件って何かというふうに考えると、私はやっぱり教育とか、あとは医療とか、そういうふうなことになるかな、とりわけ我が天栄村は30分県内で郡山、須賀川、白河、通勤できます。そういう中で、天栄村の魅力、若い人たちが天栄村に住みたいという、何をそれに持っていかうというのは、私は教育だと思うんですよね。

先ほど村長がそれも1つの案で、これから考えていくと、それはそれでいいんです。これからそれを1つの考え方として検討していってもらえばいいんですけれども、でも先ほど教育長もおっしゃっていましたが、やはり特色ある村、それをつくるのには、天栄村は教育の環境、特にその英語を中心にしてほかの教科もレベルアップさせていくという、そういった

県内ではやっていない、もちろん東北でもそんなにやっていないのかなと思うので、その辺をぜひ考えていただきたいなというふうに思っております。

この4つの基本目標に先ほど村長が言われた学校づくりとか子育て支援、それから教育環境の整備等々ありますが、私はもっとこの学校教育、英語の村てんえいをもっともって柱に据えてやっていただきたいなというふうに思うんですよ。そのためには、もちろんお金も必要になるかと。でも、そういうふうなお金というのは、俺、無駄にならないなというふうに思っております。

先ほどちょっと村長、結構あっさりと、考えの中に1つの案として入れておきますみたいなこととお話しなされたんですが、今度の答弁は自由に、だからどうのこうのと私は言いませんから、その教育を柱に、英語の村を柱にしてこれから村づくりやっていくという、お気軽にちょっと構想を話していただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、私もこの村、やっぱり英語の村てんえいというようなことで、特色ある村づくりというような中で、やっぱり英語教育にかけていきたいというようなことで、教育長、そして教育委員会の皆様方とこれを進めていくというようなことで方向性は決まってきました。

今後子供たちばかりでなくて、今度は一般の方々、先ほどもご指摘あったように、英語の講座がないよというようなご指摘でございますが、しばらくもうやっていなかった、中止してしまった国際交流協会、今年度これを再開します。それで、本当に村を挙げてやっぱりやっていかないと、なかなかこれが定着していかないとというようなことでございますので、当然今、議員がご指摘のように、なかなか目に見えてこないぞというようなことでございますが、それを進めるために今回企画政策課を新たに設置して、この課を超えた連携をしながら取り組んでいく、村づくりをしていくというようなことでございます。

これについては、当然子供たち、先ほど教育長から何度も話がありましたように、グローバル化、国際化、今インバウンドについても27年度、2,000万人の方々が日本に来ていて、3,000万、オリンピックには6,000万から7,000万人というような中で、これは当然、うちのほうは観光施設の中でございますので、こういったものもやっぱり取り入れながら村づくりは進めていきたいと。

それよりも、あと教育について子供たちがこのグローバル化社会の中で生き抜く力を身につけさせてやれる、それにはやっぱり特化した部分、英語教育の中で子供たちがよその地区の子供よりも英語ができるんだというような部分であれば自信も持てるし、だから心身とも

にたくましい子供たちを育てて私はいきたいと。さまざまな体験をさせながら、経験を積ませてやりたいと。それがその一つの中に英語が入っているというようなところでございますので、今後これを村内に広めながら、そして子供たちにも中学校を卒業したときには英検3級が皆さんはもう取れるんだよと、そういった取り組み、だから昨年から幼稚園で、多分公立の幼稚園で英語を学ばせているところというのは、県内でも天栄村の幼稚園だけなのかなと。今後は湯本の幼稚園というようなことで、今後、来年度になるかと思うんですが、湯本の子供たちにもそういう英語教育を学ばせながら幼・小・中連携した形で、ここを進めていきたいというようなことで考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

ぜひ本当に英語を中心とした英語の村づくり、そして将来的には教育の村天栄、これを村づくりの柱にして、考えてやっていただきたいなど。それを頭の隅にぜひ村長は入れていただきたいなということと、いろいろ昨年度も天栄村地方創生総合戦略推進本部設置とか、いろんな村民にアンケートをとってとかというのは、もちろんそれは大事なんですけれども、やっぱり最後は村長のリーダーシップですので、全村、そして全庁、全課、1つの目標に向かって進むぞというような、そういうリーダーシップをとって、別に私が言った英語の村でなくても結構ですから、結構ではない、それはやってほしいんですけれども、何をするにしてもやっぱり村長のリーダーシップ発揮していただいて、多少ワンマンでもいいのかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君の一般質問は以上で終了します。

それでは、暫時休議をいたします。

3時まで休議いたします。

(午後 2時36分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時00分)

---

#### ◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、3番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

3番、大須賀溪仁君。

[3番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○3番（大須賀溪仁君） 天栄村議会規則第61条第2項に基づき一般質問を行います。

## 1、消防団の組織強化へ。

日ごろより村消防団、当局におかれましては、昼夜を問わず予防消防等、消防団活動に精励されていることに対し、心より敬意を表します。

大変な責務を負って活動している消防団員ではありますが、平日は村外への仕事勤め等で不在の団員も多く、緊急時の人員不足が懸念される状態であると思われま

す。火災時の初期消火、災害時の早期対応など、急を要する場面において対応がおくれてしま

っては、生命、財産を守り切れなくなってしまう。緊急招集に即応できない団員が増加していることから、即応可能な自治体職員によって構成する役場分団を設置している自治体もあります。

そこで、本村においても役場内に新たな分団または班の設置の考えがあるか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 消防団の組織強化へについてお答えいたします。

ご質問のとおり、消防団員の多くが村外の勤務先に勤めている状況であり、日中の火災発生などの緊急時において、消防団員の人員不足が懸念される所でございます。

そこで、役場内分団または班の設置についての考えがあるかとのご質問でございますが、村職員も地元消防団の各分団、各班の中心となる団員として活躍している状況でございます。

役場班としてまとめた場合、地元分団、班において人員が確保できず、出動できない状態も想定されます。

このことから、地元分団、班に所属していない村職員が消防団に入団、役場内の分団、班を編成するなどの新たな体制を検討し、また、若者の減少や就労形態の多様化に伴い、団員数が年々減少している状況にあることから、今後、村民の安心・安全を確保していくため、消防団OBの方々にもご協力を得て、地元班へのバックアップ体制を確立していく等、最も有効な方法を検討して参りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回、操法大会を見ましても、合同班というのはかなり増えてきています。人員確保がかなり難しい状況だと感じますが、今現在、人員が不足して出動できない班があるか、またどの程度そういう班が存在するのか、把握していたらお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

消防団員が少なく出動できない班があるかとの質問でございます。村内の全班を見回しまして、団員数が2名という班が1班、3名という班が3つの班でございます。これらにつき



まして、今回、ポンプ操法大会におきまして合同班ということで出動をしていただいていると思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 職員の中でも、各地区の班に所属して活動、また加えてラップ隊としても活躍されている職員の中で、消防団に属している人数は何名ほど今現在いるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

消防団員となっております村職員でございますが、1分団が2名、2分団が4名、3分団が3名、4分団が2名、合計11名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 11名ということでございますが、所属する各班の出動状況など等を調整し、また消防団を退団した職員、また村外からいらしている職員に協力してもらって、役場班としての人員確保は可能なのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

役場の職員で、消防団を経験して退団した職員という方、ちょっと今人数確認しておりませんが、十数名、20名ぐらいはおります。年齢的なものもございますが、その中で班を編成するということはできないことではないと思います。その辺につきまして、これからどのような方法がよろしいのか、また村職員にかかわらず協力していただける方ということで、その辺を進めていけばよろしいのか、その辺の方向性をこれから検討して参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ちょっと確認をしたいんですけども、例えば鏡石、須賀川から来ている職員の方で地元の消防団員に属していて、また天栄村でも消防団員に加入ということはできるのかどうか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

住居が鏡石町または須賀川市で、それぞれの消防団に加入している村の職員が現在5名おります。今、議員ご質問の地元の消防団と天栄村の消防団重ねて、重複して加入できるかと

ということですが、これについては、ちょっとこの後、県のほうを確認させていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 昼間の就労時間内の火災に限って各班がそろうまでの本当の初期消火ということで、火災も少ない状況ですし、さほどそんな負担にはならないのかと思いますが、どうでしょうか、火災時に即応というか、緊急出動できるような形はとれるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今、村長からも答弁いたしましたとおり、いろいろな方法で検討して参りたい。実際、消防団員の数も減少している中でございますので、その辺、即応できるような形で対応できるよう検討をして参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 前向きに本部班なりをつくるということで検討するということがございますが、消防ポンプ車ですか、それも必要になってくると思うんですけども、そういった場合の購入の予定とか、また今まで使っているポンプ車の更新時に合わせて、例えば使っていたポンプ車をポンプ班に持ってきて機械だけを取り替えるとか、そういう予定というのは、まだこれからですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず、体制をどうするかは、これから検討させていただきますので、その機械、装備につきましても、これから検討させていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回、小山課長出席なさっていますが、ポンプ操法の大会で小山さんの雄姿を見られた職員、話を聞いた職員がおられると思いますね。そういった中で、また新たにその班に入りたい、復帰したい職員がいると思われまして。そういった職員さんの熱が冷めないうちに近隣の下郷のポンプ班、下郷町にはポンプ班があるということなので、そちらの視察するなり状況を勉強してきてもらって、直ちに早目の消防班のポンプ班の設置を目指していただきたい思います。

それに合わせて消防団員の後方支援、準団員みたいな形も住民の協力を得て必要と思いますが、そういった方々に対して、今までに聞き取り調査とか意識調査とかはしたことはあり

ましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 退団された方に対する意識調査をしたかということでございますが、私の今知っている限りでは、ちょっとないかと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） こういった後方支援みたいなものは、前からちょっと話はあったと思うんですけども、それ以降進捗していなかったということなんですか。何かしら対策を考えていたということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

前の団長、森団長のときに地元にいるのが65歳以上70代の方々、初期消火訓練というように急遽集めて、そういうことをやってみましょうというようなお話をされていたんです。まず、皆さんはやっぱり先ほどもお話したように、皆さん勤めに行って日中いないと。今年3月に入ってからあの林野火災があった、原野火災ですか、あったときにもなかなか消防団員がやっぱり集まらなかったというようなことがあって、そういったところも含めて、以前はそのような話をして、まず私が手本にやってみるからという話をして、そのままやっぱり終わってしまったんです。そのときに、その話は多分聞いているかと思うんですけども、それからそのようなことはまだしていなかったものですから、今度は服部団長のもと、いろいろと意見交換しながら、協議しながら、どういった形がいいのか進めて参りたいと思いますので、ご理解をいただければなと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） では、これから地域住民の方、各地区の皆さんに話をふれるというか、周知して意見を聞くということですね。今年度中に行われるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今年度中にそのOBの方含め、地元の方の意向を確認していきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そういったOBの方々に対して協力要請をしていくということですが、例えば入団してもらって保険かけるのはもちろんですけども、例えば一般団員みたいな報償とか、そういうのは出せるんですか。そこまでは、もうボランティア精神でやっても

らうということなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） まず、村長の答弁の中で、2つの方法を検討していきたいということで申し上げました。

1つは、一度退位したOB団員を再度消防団員に加入してということ、あとは地域の方に協力をお願いしてということ、消防団員に加入となれば、やはり報酬も発生してくるのかなと私今個人的には考えております。あと、一般の方をお願いする場合はボランティアになるのかなと。

今回、鏡石町さんともちょっと確認をさせていただきましたが、消防協力隊という方をお願いしている。その方についてはボランティア、報酬は全然ないということで、実際の作業としては、その火災現場付近の交通整理、あるいはホースを広げているというか、その辺の整理が主であって、機械操作は行わないというのが基本であります。機械操作を行う場合には文書等で操作方法を教えていただいて、機械操作に当たっている例もあるというふうなことでございます。

今後どのような方法がよろしいかは検討させていただきますが、鏡石の場合は、今申し上げたように報酬はなしで、帽子とジャンパーを支給している、そのような形をお願いをしているというふうなことは伺っております。それらを含めまして、今後、天栄村としてどのような形がよいか検討をさせていただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 鏡石は協力隊というのを設置しているみたいですが、その協力隊の方はポンプ車運転とかは、そういうのはできないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

そここのところ、ちょっと確認しておりませんので、ただ消防団員ではないので、運転までは恐らくできないと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） その消防団に入ると、いろいろポンプ操法大会だったり、検査だったり、それが大変だという人も中にはいると思うんですよね。そういった方でも、火災時だけでも出動したい、自分のところが火事だから出たいといった場合に、そのポンプ車出したいという意識はすごい強いと思うんですよね。そこをクリアできればすごく協力隊も増えて、入隊しやすいのかなと思うんですけれども、そういった面はどうなんですか。やっぱり保険

の問題なんですか、規約の問題なんですか、そのポンプ車を運転できないというのは。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まずは、消防団員となって、ポンプ車運転というのは出てくると考えております。あと、その協力隊員の方ができる、運転して問題ないのかどうなのか、それについては確認をさせていただきたいと思います。

あと、先ほど申しました鏡石町での協力隊員の方についても、消防団員と同様ではないそうなのですが、保険は加入している。天栄村の場合につきましても、どちらの形になっても保険は加入して、その作業に当たっていただくようなことで考えていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） まだ来年度からのその運用というのは間に合いますか、できますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

繰り返しにはなりますが、まず組織をどうするか、あとその上で装備をどうするかというふうなことがございますので、できるだけ早く運用できるような形で調査、そしてその辺の組織体制の整備をできるようにして参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） いつまでにやりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

これについては、村とあわせて消防団活動ということになりますので、消防団、消防団長さんと協議をさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今年県中地区の防災訓練、天栄村会場で行うということで、住民の皆様もその防災意識ですか、もうそういうのが高まってくると思うんです。そういった機を逃さないで、速やかに設置できればいいとは思いますが、防災訓練はやっぱり住民の皆さんも参加するんですね、今回の。なお、それに合わせて、消防団、協力隊員などの設置に向けて住民の皆さんと協議を詰めてできるだけ早く、できればもう来年度にもしポンプ班、これは大事なことだと思うので、設置していただきたいと思いますね。

今後も引き続き消防団活動に対するご理解と村のご支援、協力するようによりしくお願いいたしまして、1番目の質問は終わります。

続きまして、2番目、幼稚園バスの早期運行を。

本村でも、子育て支援事業として、こども医療費助成制度や児童手当の支給などの経済的負担の軽減策、預かり保育や放課後児童子ども教室、児童クラブなどの環境の整備策など、さまざまなサポート事業を実施しておりますが、保護者の皆様からの長年にわたっての懸案事項である幼稚園バスの運行に関しては遅々として進まぬ状況であると感じます。

安全・安心に通園するために、朝夕の交通量が多い中で路線バスを利用するよりも、自宅前また自宅近くまでの送迎のできる幼稚園バスの早期運行が村単独の支援事業として必要不可欠と思われませんが、村ではどのような検討がなされているのか、また今後の展望を伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 幼稚園バスの早期運行をについてお答えいたします。

現在、福島交通の路線バスを利用して40名の園児が通園をしておりますが、子供の安全・安心の確保の観点から、村独自の送迎バスを運行することで今年度より検討を進めております。

現在、バス購入に対する助成制度、利用者の意向、バスの路線につきましても3地区から効率的な路線経路の検討、運行に関する管理の形態、運行に関する人員等の確保について把握しているところであり、今後もさまざまな検討を重ね、早期運行に向けて進めて参りたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今年度検討を重ねられるということですが、今までなぜこんなに時間がかかっていたのか、何らかの大きな課題があると思われませんが、こういった部分が一番困難なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 先ほどもお話ししましたように、一応はまずバスの補助関係、そういうふうなものもちょっと検討をして参りましたが、なかなか今のところ見つかっておりません、そういった予算的なもの。

あと、やっぱり本村はかなり広うございます。そういうふうなことで、例えば今現在、幼稚園のほうで、人員をどこに何名いるかというようなことを全部洗い出したわけなんですけれども、そうした場合について、例えば後藤あたりに一人ぼつんといると、どうしても運行

のときに一筆書きでなかなか来ない。そして、あと小学校の場合には、文科省から児童の負担過重にならない程度の距離ということで、バスについては1時間以内というようなことが示されています。幼稚園バスについては、そういうふうなことは示されていませんけれども、それに準じて考えれば、やはり幾ら長くても40分くらいの時間を拘束しておく、かなり3歳児あたりは負担感じるのかな、そういうようなことを考えますと、広うございますので、路線と、あとバスの台数等々いろいろな形で検討しても、なかなかその辺のところ若干難しいところがあるのかなと。

今、そういうふうなことでできるだけ効率よい運行、そしてあとは今議員おっしゃるように、安全・安心というようなことで、本来であれば一件一件の玄関先まで回っていけば一番いいことでありますけれども、今現在、路線バスで通園しているのが40名ですけれども、恐らくアンケート等をとれば若干増えてくるんじゃないかなと思います。そうしたときに、幼稚園が始まる時間と、先ほど園児が乗る時間、負担過重にならない、そういうふうなことを考えますと、やっぱりバスの台数等々、いろいろなところが検討するところが多うございまして、その辺で若干遅れてきたという経緯があるのかなと、そういうふうな形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） でも、やっぱりその運行状況が悪いところに住んでいる子供さん、そういう子供たちのための幼稚園バスだとは思うんですよね。そういった中で、広範囲で時間がかかる、それはもうやむを得ないとは思うんですけれども、やはりそこまでいっても安全に子供を扱って、安全に幼稚園まで送るとというのがやっぱり理想だとは思うんですよね。そういったところ、そこを一番ちょっと考慮してもらいたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 現在、今の3路線について、議員おっしゃるように、子供たちの安全というふうなことでどういうふうな形で、やっぱり合理的にというふうなことで、今現在進行中でございますので、その辺十分配慮しながら早期に対応できるような形で今進行中でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回バス停に送ってきているその保護者の方からお話伺いまして、多くの方はやっぱりバスが欲しいと。中には、路線バス、一般バスに乗って、社会のルール、マナーを学べていいという方も中にはいますけれども、やっぱり年が小さいですから、私ちょっと今回歩いていて、そのバスが来るのに水筒を忘れたとか、おしっこしたいとか、そう

やってバスを待たせてしまったりすることもあるので、バスも待っていてくれるそうなんですけれども、やっぱりそうなる使っている側も路線バスなので、かなり気を使ってしまうという話もあります。

また、バスの今定期代ですよ。学期ごとの多分購入で、多分2学期が一番長いんですけども、それがちょっと負担が大きいということに、料金の話も出ましたが、バス運行に当たりまして料金のほうのその設定、どういった考えがあるか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 料金のことについてなんですけれども、やはり今おっしゃるように、負担的なもの、そういうようなものはございますけれども、ただそういうふうな面につきましては、教育委員会独自で無料にするとかというふうな結論には至りませんので、首長部局と十分検討しながら進めて参りたいと思っています。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今は年中、年長さんがそのバスを使っているわけで、年少さんは幼稚園まで送り迎えということなんです、バス運行になった場合には、その年少さんも利用できるという考えはありますか。利用できるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 現在も、今、議員がおっしゃるように、年中、年長そして年少については、路線バスのほうはちょっと今やっていないんですけども、ただ先ほどお話ししましたように、園児の年齢によって、やはり束縛している時間帯、それとの問題もあると考えております。

そういうような意味で3歳児において、例えば40分とか、そういうふうなものが可能なのかどうかというようなものを今幼稚園の先生方等も含めて、やはり考えて今いるところがございます。一番は、3歳児は本当に大変なんです。そういうふうなことも、例えば路線バスを組んで時間をできるだけ短くはしますけれども、その中で、今考えている中では、やはり40分くらいかかるのかなというようなことを今考えているわけなんですけれども、その中でやはり3歳児が耐え得られるかどうか、安全・安心を含めて、その辺については幼稚園とも十分協議をしながら、今後進めて参りたいと考えています。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今回、幼稚園の先生にもちょっとお話聞いて参りまして、幼稚園バスを運行するとしたら、そこまで協議していないのかもしれませんが、添乗員として1人張りつけなくてはいけないんでしょうか、その辺ちょっと幼稚園側で心配して参りまして、



人手不足ということで。やっぱり添乗、そういうルールがあるんでしょうか。路線バスだと、多分1カ月ぐらいだけその先生と一緒に同乗してという形だと思うんですけども、どういうことなんですか、幼稚園バス運行するにしたら。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） やはり安全・安心の面からいえば、運転手だけではなかなか目が届かないと思うんです。そういうような形でどこの幼稚園バスを見ましても添乗員のほうをつけている、そういうふうなのが現状だと思います。ましてや、福島交通であれば運転手さんはかなりのプロでございますので、ところが幼稚園バス等については、福島交通さんのようなプロのドライバーとは、若干その辺心配なところもございますので、やはり幼稚園バスについては添乗員を入れないとなかなか厳しいんじゃないかなと、そういうふうなことで一応考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） その添乗員に関しては、先生でなければいけないんですか。一般の方でも添乗というか、付き添いみたいな形で、そういうのはできるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 必ずしも幼稚園の教諭でなければならないというふうなことはないと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 添乗員なりの幼稚園側のその人員の確保ですか、それと事故の責任の所在ですよね、今までだったら福島交通、嫌らしい話だと。今回は、やっぱり村とか、直接幼稚園がかぶるといふ、そういうことになろうかと思うんですけども、そこがクリアできれば、やっぱり幼稚園のほうでも運行してもらいたいみたいな感じは受けますので、これからは協議を重ねていってもらって、いつ頃をそのめどにして協議を行っているわけですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 今現在、検討始まったばかりでございますけれども、29年度中にはと一応考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 予算面で大変だとは思いますが、補助金もなかなか見つからないということで。そこで、地方創生という面で村の実情に合わせたスクールバス、福祉バス、また通院バスなどを一体化したそのバスの運営事業を国・県などに訴えて、地方創生加速交付金

などをうまく使えるのかどうか、そういうことはできるのでしょうか、もしわかれば。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私のわかる範囲内でお答えさせていただきます。

そういう補助金、助成金というのは、路線バスがないところが該当になるというようなことで聞いておりますので、今また違ったそういう助成金、補助金があるかというようなことで、教育部局とも一緒にそういうのを調べているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そういった助成策受けられなかった場合ですけれども、それでもやっぱり村単独の事業として行う考えがありますか、村長。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 議員がご指摘、またはご提案をいただいたとおり、今、朝の通勤ラッシュ時、国道、県道、やっぱり横断したりというようなところで大変苦勞していると。あとは、また今共稼ぎでいける、働く若いお母さん方も勤めに行きたいといっても、どうしても幼稚園まで乗せていかなきゃならならぬので、なかなかその勤めができないという話も聞いております。何とかしてこの議員の皆様方のご理解を得ながら、単独でもやる方向で私は検討して参りたいというふうな思いでおります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 単独でも29年度中にはやるという方向で進めているとは思われますが、保護者の悲願のバス運行の早期の実現を叶えていただきたいと思って、村長が就任時あったもの、7つの目標ということですか、みんなに便利な村営バスを走らせますという目標ありますので、任期中、ぜひとも実現していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時44分）

6 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成28年6月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成28年6月9日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 2 報告第 1号 平成27年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について  
日程第 3 報告第 2号 平成27年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について  
日程第 4 議案第 1号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 議案第 2号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 議案第 3号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 7 議案第 4号 天栄村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北  畠	正  君	2番	円  谷	要  君
3番	大須賀	溪  仁  君	4番	服  部	晃  君
5番	小  山	克  彦  君	6番	揚  妻	一  男  君
7番	渡  部	勉  君	8番	熊  田	喜  八  君
9番	後  藤	修  君	10番	廣  瀬	和  吉  君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
参 事 兼 建 設 課 長	佐 藤 市 郎 君	参 事 兼 管 理 者	伊 藤 栄 一 君
湯 支 所 本 長	星 裕 治 君	天 保 育 所 長	兼 子 弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	吉 成 邦 市 君	生 涯 学 習 課 長	小 山 富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 事 務 局 長	蕪 木 利 弘	書 記	小 山 ち え み
書 記	星 千 尋		

---

### ◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。  
これより本会議を開会いたします。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
- 

### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問を事務局長に朗読させます。

[参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇]

- 参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 天栄村大字大里字大里96番地

氏 名 吉 成 千加子

生年月日 昭和24年3月25日生

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

- 議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護と自由人権思想の普及、高揚に努めることを目的に市町村に置かれており、法務大臣から委嘱されます。委嘱に当たっては、人権擁護委員

法の規定により、市町村長が議会の意見を聞いた上で委員候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本村では委員として3名の方が委嘱されておりますが、そのうち吉成千加子さんが本年9月30日をもって3年間の任期が満了となります。

吉成委員は、地域住民からの信頼が厚く、温和で人権擁護にも深くご理解を持っておられ、女性の立場から人権擁護に取り組んでいただいております。

こうしたことから、吉成さんには引き続き委員としてご活躍いただきたく、委員の候補者としてご推薦したいので意見を求めるものであります。

なお、吉成さんの経歴ですが、ご承知のとおり当村職員として長きにわたり住民福祉の向上にご尽力いただいて参りました。また、平成21年度から2年間、総務省の行政相談員もお務めいただいております。人権擁護委員としてまさに適任者であり、ぜひとも候補者として推薦したく、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本件について採決を行います。

本件について、適格適任と認める旨、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については適格適任と認めると答申することに決定いたしました。

---

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、報告第1号 平成27年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕



○参事兼総務課長（清浄精司君） 報告第1号 平成27年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成27年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり平成28年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

平成27年度天栄村繰越明許費繰越計算書、一般会計、款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業2,384万1,000円、翌年度繰越額同額でございます。財源の内訳でございますが、国庫支出金550万円、地方債550万円、一般財源1,284万1,000円です。

防災センター整備事業2,380万円、翌年度繰越額同額でございます。財源内訳、地方債2,040万円、一般財源340万円。

地方創生事業1,380万円、繰越額同額でございます。財源内訳、国庫支出金1,380万円。

3款民生費、1項社会福祉費、天栄ホーム用地造成事業4,157万円、繰越額3,843万8,000円。財源内訳、一般財源3,843万8,000円。

臨時福祉給付金給付事業1,580万円、繰越額1,546万2,000円。財源内訳、国庫支出金1,546万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、放射能除染事業8億8,380万円、繰越額8億8,100万円。財源内訳、県支出金8億8,100万円。

6款農林水産業費、1項農業費、農村地域防災減災事業40万円、繰越額も同額でございます。財源内訳が、県支出金が21万円、一般財源19万円。

2項林業費、ふくしま森林再生事業1億1,667万4,000円、繰越額1億1,667万3,000円。財源内訳、県支出金1億660万7,000円、一般財源1,006万6,000円。

9款消防費、1項消防費、地域防災計画策定事業850万円、繰越額同額でございます。財源内訳が一般財源で850万円。

合計11億2,818万5,000円、繰越額11億2,191万4,000円、国庫支出金3,476万2,000円、県支出金9億8,781万7,000円、地方債2,590万円、一般財源7,343万5,000円。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は承認されました。

---

### ◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、報告第2号 平成27年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 報告第2号 平成27年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてをご説明申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、平成27年度天栄村水道事業会計予算の建設改良費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり平成28年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページでございます。

平成27年度天栄村水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名石綿セメント管更新事業、予算計上額6,064万7,000円、支払義務発生額3,868万6,000円、翌年度繰越額2,043万6,000円。財源の内訳、起債1,730万円、損益勘定留保資金313万6,000円、不用額152万5,000円。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この石綿管の繰り越しの件は了解しているんですが、我が村にこの石綿管が、あと延長にしてどのぐらい、石綿管の水道管が残っているのか。それから、これを全て解消するとあと何年ぐらいかかるのか教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

石綿管の残存管があとどのぐらいあるのかというご質問でございますが、残り約3,500メートルほどございます。一応、今予定で計画しておりますのは、解消までには平成32年を予定しております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 主にどの地区が残っているのか、わかりましたら教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今、延長的に一番長いのが、小川集落から高林集落までの区間、延長にして1.数キロあります。あとそのほかにつきましては、ところどころに石綿管が残っている場所がございます。それも合わせて3.5キロというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第1号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第1号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年天栄条例第3号）の一部を次のように改正する。

第82条第6項の表中「看護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

改正の内容についてご説明申し上げます。

別紙、議案説明資料の2ページの新旧対照をご覧ください。

今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律の施行により、介護保険法が改正となり、通所介護事業所、いわゆるデイサービスセンターのうち小規模な事業所、利用定員が18人以下については、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行されたことにより、指定地域密着型通所介護事業所と新たにサービス事業所の種類として規定されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第2号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第2号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第44条第6項の表中「看護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。  
附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

改正の内容についてご説明申し上げます。

別紙、議案説明資料の3ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、議案第1号と同じでありまして、18名以下の小規模な通所介護事業所については、指定地域密着型通所介護事業所と規定されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第3号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第3号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

改正の内容についてご説明申し上げます。

別紙、議案説明資料の4ページの新旧対象表をご覧ください。

今回の改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定されたため、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第4号 天栄村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第4号 天栄村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村暴力団排除条例（平成24年天栄村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村暴力団排除条例の一部を改正する条例。

天栄村暴力団排除条例（平成24年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号説明資料のほうをご覧ください。

提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号と同様、学校教育法の改正によりまして、これまでの小中学校等に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が学校教育法第1条で定義されている学校の種類に追加されたことから、天栄村暴力団排除条例においても所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

なお、明日の会議は2時からの開催といたします。

また、直ちに全員協議会を開催いたしますので、議員の方は控室に集合願います。

(午前10時30分)

6 月 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 平成28年6月天栄村議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成28年6月10日（金曜日）午後2時開議

- 日程第 1 議案第 5号 平成28年度天栄村一般会計補正予算について  
日程第 2 議案第 6号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について  
日程第 3 議案第 7号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算について  
日程第 4 陳情審査報告  
日程第 5 閉会中継続審査申出  
日程第 6 発議案第1号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について  
日程第 7 発議案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について  
日程第 8 発議案第3号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君

企画政策課 課長	北 畠 さつき 君	税務課長	内 山 晴 路 君
住民福祉課 課長	森 廣 志 君	参事兼 産業課長	揚 妻 浩 之 君
参事兼 建設課長	佐 藤 市 郎 君	参事兼 会管理 計者	伊 藤 栄 一 君
湯支所 本長	星 裕 治 君	天保所 所長	兼 子 弘 幸 君
学校教育課 課長	吉 成 邦 市 君	生涯学 習課長	小 山 富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	蕪 木 利 弘	書 記	小 山 ち え み
書 記	星 千 尋		

---

### ◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） ご苦労さまです。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。  
これより本会議を開会いたします。

(午後 2時00分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。
- 

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第5号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

- 参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第5号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村一般会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億900万円とする。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

17ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、16款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、補正額100万円、こちらは福島県省エネ意識向上プロジェクトの補助金でございます。

19款繰入金、1目財政調整基金繰入金、2項基金繰入金、補正額5,600万円、財政調整基金からの繰り入れでございます。

18ページをご覧ください。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、9目地方創生費、補正額1,050万円の減、こちらは13節委託料と19節負担金、補助及び交付金の減でございますが、これらにつきましては、28年度当初で予算化すると同時に平成27年度3月補正でも予算化しておりました。内容といたしましては、地方創生につきまして国の補助金が27年度分で来るか28年度で来るかはっきり確定していなかったために、両方で受け入れられるような形で予算化したということで、3月の補正の際に説明をさせていただいております。これが27年度に事業確定したため3月補正分で対応し、現在繰り越しで事業を実施しております。そのため、当初予算分につきまして今回減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額5,713万1,000円、まず1つは、19ページの一番上、委託料70万2,000円ほど減額しております。この減額分を報償費、旅費、需用費の中の消耗器材、パンフレット等印刷費、19ページでございますが、14節の会場借上料、これらに組み替えを行うものです。組み替えによりまして、一般高齢者介護要望事業実施を行って参ります。

18ページの需用費、修繕費でございます。こちらはデイサービスセンターのろ過循環ポンプの修繕でございます。

12節役務費、こちら天栄ホーム拡張のための開発行為許可申請手数料でございます。

15節工事請負費、天栄ホーム用地造成工事請負費と天栄ホーム調整池工事請負費でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額10万8,000円、こちらは野仲地区のリサイクルハウスの修繕工事でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、13目放射能対策費、補正額ゼロ、こちらは農業系汚染廃棄物処理事業に係ります事業の中で工事請負費から委託料への組み替えでございます。

次のページをお開きください。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額108万円、こちらは委託料で林道の除草業務の増に伴う増でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、補正額108万円の減、委託料で108万円ここで減額しておりますが、この減額分をただいま説明しました林業振興費のほうに組み替えを行っております。

2目道路新設改良費、補正額ゼロ、こちらは15節工事請負費から委託料への組み替えでございます。こちら橋梁点検数の増加に伴う組み替えでございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額250万円、18節備品購入費、こちら消防団員用雨がっぱの購入費用でございます。

3目消防施設費、補正額241万9,000円、11節委託料、こちらは南沢の防災ため池の漏水調

査のための委託料でございます。

15節工事請負費と18節備品購入費でございます。こちらは消防用の乾燥のポール、各分団、班ごとに設置しておりますが、自動車ポンプの班につきましては、今設置してあるホースつり下げ装置、6本まではできるんですが、これでは間に合わないということから、自動車ポンプ積載車のある班につきましては、もう1カ所つり下げの装置つけるための補正、備品の購入と工事請負でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額51万9,000円、12節役務費、こちらは新たな外国語指導助手招致のための申請書類作成のための事務手数料でございます。

14節使用料及び賃借料、こちらは外国語指導助手が使う車の使用料でございます。

4目放射能対策費、補正額38万9,000円、12節役務費でございますが、湯本小学校、中学校に配置しております給食に係る放射性物質測定機器の校正のための費用でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額100万円、工事請負費でございますが、こちらは小学校の特別教室の蛍光灯をLEDに交換するための費用でございます。歳入でご説明したものがこちらで使うようになっております。

次のページをお開きください。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額350万円、工事請負費でございますが、こちら湯本小学校の中に仮称湯本幼稚園を設置するための改造工事の請負費でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、6万6,000円の減。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 歳出の部で、総務費、地方創生費の中で、19番の負担金、補助及び交付金なんですが、映画製作委員会運営費補助金ということで500万削ったことは説明を聞いてわかったんですが、金が足りないということで聞いていたので、そこらがどうなのかなということが1点と、あと映画の進捗状況がどうなのかな、それ1点、わかる範囲でいいのでお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

[企画政策課長 北島さつき君登壇]

○企画政策課長（北島さつき君） 今のご質問についてでございますが、不足分につきましては、いろいろ協賛金等のお話もさせていただいたところではございますが、国のほうの補助金と村のほうの補助金と、あとは各業者さんなり皆さんにはご協賛をお願いしておりまして、現在も映画撮影のほうはある程度終わりをまして、今編集作業等を行っておりまして、これから興行に向けての協賛金ということ

で、私どものほうでももう少しお願いに歩いていきたいというふうには考えておりました、進捗状況につきましては、撮影、無事皆様のおかげをもちまして終了することができまして、その後、今編集作業に入らせていただいております、9月ぐらいには一度完成で、その後に12月ぐらいをめどに公開に向けて東京のほうの映画会社さんと福島県さんと一緒な形でお披露目できるような形で準備のほうは予定しております。

よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 22ページの仮称湯本幼稚園設置校舎改造工事についてであります、湯本保育所が幼稚園として湯本小学校に移動するということは理解しておりましたが、その工程というか、どのぐらいから引っ越すのかとか、そういう年内にやるのか来年度になるのかの工程表はどういうふうな計画になっておるのかと、もう一つは、そういうことで湯本小学校に移るということであれば、湯本小学校のPTAとか、それから保育所の保護者の皆さんにはある程度説明してあるのかなと、その状況をお尋ねいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） ご説明いたします。

まず、湯本の小学校の保護者、あともちろん該当する保育所の保護者の方々については、住民福祉課とともども湯本のほうに参りましてお話をさせていただいてご了解はいただいております。特に、学校につきましては、今度幼稚園というふうな形になると園長とかいろいろなことがあるものですから、小学校の運営管理上、小学校と一緒にするものですから、校長のほうで園長を兼ねるというふうな形でスムーズに運営、管理ができるような形で今進んでおります。

あともう1点、開設については、あくまでも幼稚園は学校教育法の中に位置づけられた学校でありますので、4月入所、小学校と全く同じですので、そういうふうな形では考えております。ただ、今工事関係につきましては、先ほど予算のほう今提示したわけなんですけれども、これがご承認いただければ夏休みに、子供たちの学習の影響のない夏休みに着工をして、休み中に完成をさせたいというふうな形で考えております。

なお、その間の移動なんですけれども、やはり4月当初に開園するにしても、いろいろな入ってみないとわからないような部分がございます、その際にはちょっと保護者、小学校の方々とは若干相談をさせていただいて、夏休み後入らせていただいて、何が不便でどうなのかというようなことを立証しながら、また9月、12月にもしかしたらば若干の予算の計上をさせていただけないかなと、そういうようなことも今考えておるところでございます。



よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第6号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第6号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,082万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,670万1,000円とする。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

25ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康

保険税、補正額1,490万3,000円の減、28年度国民健康保険税の案分率確定に伴います課税分の減額でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額220万2,000円の減、これも同じく理由は1目と同じ案分率の確定による減額でございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額627万6,000円の増、前年度繰越金の増額見込みでございます。

歳出、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、補正額581万5,000円の減、確定に伴います減でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金等1万2,000円の減、これも確定額に伴います減でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、これも介護納付金の額の確定に伴います減でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、補正額6万5,000円の増、高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴います増額でございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金383万1,000円の増、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定に伴います増額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第7号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第7号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算に  
ついてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万5,000円を追加し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ6億4,237万円とする。

平成28年6月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

30ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

30、31ページの歳入の部分なんですが、次の32ページの歳出、介護予防ケアマネ  
ジメント事業費の委託料の分のそれぞれの法定割合に応じました補助金でございます。

説明させていただきます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総  
合事業）、これが歳出の85万5,000円増額のうちの25%分ということで、補正額21万3,000円  
の増でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、これも同じく  
法定割合28%の分で23万9,000円の増でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事  
業）、これも法定割合12.5%で10万6,000円の増額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総  
合事業）、同じく12.5%の割合で10万6,000円の増額。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、残り22%で19万1,000円  
の増額でございます。

次に、歳出でございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジ  
メント事業費、補正額85万5,000円の増。

介護予防ケアマネジメント事業について、ちょっとご説明を申し上げます。

制度の改正に伴いまして、要支援1及び要支援2の認定を受けている方で新たに実施する

理学療法士による短期、3カ月をめどにしていますけれども、短期集中型の元気アップ事業の対象者に対する介護予防計画の策定の委託料となります。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日において総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託となっておりました事件3件について総務常任委員会委員長並びに産業建設常任委員会委員長からの審査の結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成28年6月10日。天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号5番。付託年月日、平成28年6月8日。件名、国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書。審査結果、

採択。委員会の意見、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保は不可欠であると判断することから、国への意見書提出が必要であると考え。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、産業建設常任委員会からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成28年6月10日。天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号6。付託年月日、平成28年6月8日。件名、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情。審査結果、採択。委員会の意見、2015年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給907円、福島県では705円であり、時給で202円、月換算で3万円余りの格差があることから、若い労働者の県外流出の原因ともなっている。原発事故からの復興を目指す福島県にとって、こうした地域間格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げることが必要であると考え。また、最低賃金の引き上げのためには、政府が率先して大規模な中小企業支援対策を講じる必要があることから、国へ要望書提出し実現を求めるべきである。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

受理番号7。付託年月日、平成28年6月8日。件名、労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について。審査結果、採択。委員会の意見、今働く現場では、非正規雇用での就業形態が多く、体調不良を訴え心身の健康を失う人が増加傾向にある。1日8時間、週40時間以内の労働時間を遵守するとともに、安定した雇用の実現を図り、心身ともに健康で働

くことのできる社会を構築することは、地域住民の願いでもあると考える。また、解雇の金銭解決制度など解雇しやすい仕組みづくりの検討は、雇用の安定を損なうおそれがあることから中止を求めることも重要と考える。労働者が正規に雇用され、安心して暮らせる社会実現のため、国への意見書提出が必要であると考え。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これから、平成28年受理番号5、国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、平成28年受理番号6、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

これより、平成28年度受理番号7、労働時間と解雇の規制強化を求める陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、閉会中の常任委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会の委員長の順に申し出を行います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成28年6月10日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに本委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成28年6月10日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）総務常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長より申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成28年6月10日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。



1、事 件 (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報  
広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい  
と思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付するこ  
とに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成28年6月10日、天栄村議会議長、廣瀬和吉  
殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し  
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のため、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい  
と思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付するこ  
とに決定いたしました。

---

### ◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し議題といたしたいと思いません。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。3時まで休憩いたします。

（午後 2時43分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、発議案第1号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小山克彦君。

〔5番 小山克彦君登壇〕

○5番（小山克彦君） 発議案第1号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年6月10日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保は不可欠であると判断することから、国への意見書提出が必要であると考えます。

意見書送付先

文部科学大臣

復興大臣

総務大臣

財務大臣

なお、意見書は別紙のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、発議案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、揚妻一男君。

〔6番 揚妻一男君登壇〕

○6番（揚妻一男君） 発議案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年6月10日。

提出者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 服部 晃

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

2015年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給907円、福島県では705円であり、時給で202円、月換算で3万円余りの格差があることから、若い労働者の県外流出の原因ともなっている。

原発事故からの復興を目指す福島県にとって、こうした地域間格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げることが必要であると考えます。

また、最低賃金引き上げのためには、政府が率先して大規模な中小企業支援対策を講じる必要があることから、国へ要望書を提出し、実現を求めるべきである。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

意見書については、別紙のとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、発議案第3号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書

の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、揚妻一男君。

[6番 揚妻一男君登壇]

○6番（揚妻一男君） 発議案第3号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年6月10日。

提出者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 服部 晃

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

今、働く現場では非正規雇用での就業形態が多く、体調不良を訴え、心身の健康を失う人が増加傾向にある。

1日8時間、週40時間以内の労働時間を遵守するとともに、安定した雇用の実現を図り、心身ともに健康で働くことのできる社会を構築することは、地域住民の願いであると考えます。また、解雇の金銭解決制度など解雇しやすい仕組みづくりの検討は、雇用の安定を損なうおそれがあることから、中止を求めることも重要と考えます。

労働者が正規に雇用され、安心して暮らせる社会実現のため、国への要望書提出が必要であると考えます。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

以上で、今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成28年6月天栄村議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 8月22日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 揚 妻 一 男

参 考 资 料



議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
諮問1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6月9日	答申書のとおり同意
報告1号	平成27年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について	6月9日	—
2号	平成27年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	6月9日	—
議案1号	天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月9日	原案可決
2号	天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月9日	原案可決
3号	天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6月9日	原案可決
4号	天栄村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について	6月9日	原案可決
5号	平成28年度天栄村一般会計補正予算について	6月10日	原案可決
6号	平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	6月10日	原案可決
7号	平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	6月10日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について	6月10日	原案可決
発議2号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について	6月10日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
発議3号	労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について	6月10日	原案可決

### 陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
H28 5	平成28年 5月13日	国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書	須賀川市南町336 福島県教職員組合 岩瀬支部長 伊藤 弥	総務 常任委員会
H28 6	平成28年 5月13日	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情	須賀川市南町336 岩瀬須賀川地区労働組合連合 議長 永田 博	産業建設 常任委員会
H28 7	平成28年 5月13日	労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について	須賀川市南町336 岩瀬須賀川地区労働組合連合 議長 永田 博	産業建設 常任委員会

### 陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結果
H28 5	平成28年 6月8日	国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書	採 択
H28 6	平成28年 6月8日	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情	採 択
H28 7	平成28年 6月8日	労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について	採 択